

西原町地域防災計画

平成30年4月修正

西原町

目次

第1編 基本編	1
第1章 総則（基本編）	3
第1節 目的	3
第2節 用語	4
第3節 西原町の概況	5
第4節 災害の想定	12
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	18
第6節 町民等の責務	24
第2章 基本方針（基本編）	25
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	25
第2節 防災対策の基本方針	28
第3節 本町の特殊性等を考慮した重要事項	30
第4節 防災計画の見直しと推進	32
第2編 地震・津波編	33
第1章 災害予防計画（地震・津波編）	35
第1節 災害予防計画の基本方針等	35
第2節 地震・津波に強いまちづくり	37
第3節 地震・津波に強い人づくり	48
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	54
第5節 津波避難体制等の整備	67
第2章 災害応急対策計画	71
第1節 組織計画	71
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	81
第3節 災害通信計画	86
第4節 災害状況等の収集・伝達計画	88
第5節 災害広報計画	90
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	91
第7節 広域応援要請計画	94
第8節 避難計画	95
第9節 観光客等対策計画	104
第10節 避難行動要支援者対策計画	106
第11節 消防計画	107
第12節 救出計画	108

第 13 節	医療救護計画	109
第 14 節	交通応急対策計画	112
第 15 節	輸送計画	114
第 16 節	治安警備計画	116
第 17 節	災害救助法適用計画	117
第 18 節	給水計画	119
第 19 節	食糧供給計画	121
第 20 節	生活必需品供給計画	123
第 21 節	防疫計画	125
第 22 節	清掃計画	127
第 23 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	129
第 24 節	障害物の除去計画	132
第 25 節	住宅応急対策計画	134
第 26 節	二次災害の防止計画	136
第 27 節	教育対策計画	138
第 28 節	危険物等災害応急対策計画	140
第 29 節	労務供給計画	142
第 30 節	民間団体の活用計画	146
第 31 節	ボランティア受入計画	147
第 32 節	公共土木施設応急対策計画	149
第 33 節	ライフライン等施設応急対策計画	151
第 34 節	交通機関応急対策計画	152
第 35 節	農林水産物応急対策計画	153
第 36 節	その他災害応急対策に必要な事項	155
第 3 章	災害復旧・復興計画（地震・津波編）	158
第 1 節	公共施設災害復旧計画	158
第 2 節	被災者生活への支援計画	160
第 3 節	生活確保資金等融資計画	163
第 4 節	復興の基本方針	164
第 3 編	風水害等編	165
第 1 章	災害予防計画（風水害等編）	167
第 1 節	治水計画	167
第 2 節	土砂災害予防計画	169
第 3 節	高潮等対策計画	170
第 4 節	建築物等災害予防計画	171
第 5 節	火災予防計画	172
第 6 節	危険物等災害予防計画	173

第7節	上・下水道施設災害予防計画	175
第8節	ガス施設災害予防計画	176
第9節	災害通信施設整備計画	177
第10節	不発弾災害予防計画	178
第11節	文化財災害予防計画	179
第12節	農業災害予防計画	180
第13節	食料等備蓄計画	181
第14節	水防、消防及び救助施設等整備計画	182
第15節	避難誘導等計画	183
第16節	交通確保・緊急輸送計画	185
第17節	避難行動要支援者安全確保体制整備計画	186
第18節	台風・大雨等の防災知識普及計画	187
第19節	防災訓練計画	189
第20節	自主防災組織育成計画	191
第21節	災害ボランティア計画	192
第2章	災害応急対策計画（風水害等編）	193
第1節	組織計画	193
第2節	気象警報等の伝達計画	196
第3節	災害通信計画	201
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	202
第5節	災害広報計画	203
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	204
第7節	広域応援要請計画	205
第8節	避難計画	206
第9節	観光客等対策計画	209
第10節	避難行動要支援者対策計画	210
第11節	水害対策計画	211
第12節	消防計画	214
第13節	救出計画	215
第14節	医療救護計画	216
第15節	輸送計画	217
第16節	交通輸送計画	219
第17節	治安警備計画	220
第18節	災害救助法適用計画	221
第19節	給水計画	222
第20節	食糧供給計画	223
第21節	生活必需品供給計画	224
第22節	防疫計画	225
第23節	清掃計画	226

第 24 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	227
第 25 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	228
第 26 節	住宅応急対策計画	229
第 27 節	二次災害の防止計画	230
第 28 節	教育対策計画	231
第 29 節	危険物等災害応急対策計画	232
第 30 節	海上災害応急対策計画	233
第 31 節	労務供給計画	239
第 32 節	民間団体の活用計画	240
第 33 節	ボランティア受入計画	241
第 34 節	公共土木等施設応急対策計画	242
第 35 節	ライフライン等施設応急対策計画	243
第 36 節	農林水産物応急対策計画	244
第 37 節	道路事故災害応急対策計画	245
第 38 節	急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画	246
第 39 節	その他災害応急対策に必要な事項	248
第 3 章	災害復旧・復興計画（風水害等編）	251
第 1 節	公共施設災害復旧計画	251
第 2 節	被災者生活への支援計画	252
第 3 節	生活確保資金等融資計画	253
第 4 節	復興の基本方針	254

第 1 編 基本編

第1章 総則（基本編）

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、西原町の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 西原町の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画

4 災害復旧・復興に関する計画

5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

- (1) 基本編
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
- (2) 地震・津波編
地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画
- (3) 風水害等編
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画
- (4) 資料編
各編に係る資料・様式

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災計画 西原町地域防災計画をいう。
- 4 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 5 町本部 西原町災害対策本部をいう。
- 6 町本部長 西原町災害対策本部長をいう。
- 7 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。

第3節 西原町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び地形

本町は、沖縄本島の中部と南部の接点となっており、北緯 26 度 12 分 24 秒から 15 分 12 秒、東経 127 度 44 分 6 秒から 47 分 30 秒に位置し、東は中城湾に面し、北東より南部にかけて中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南風原町、与那原町の 6 ケ市町村に隣接している。また、町の総面積は 15.84k m²で東西約 5.8km、南北に約 5.1km のやや楕円形状をなしている。地形概観は、本町の南部に運玉森があり、幸地城、棚原城がちなる北西部は、台地丘陵地域で本島西部にやや傾斜し、運玉森の麓から南東沿岸には、肥沃で広大な平野を形成している。地質は、ほとんど島尻層で一部地域に琉球石灰岩がみられ、土壌はほとんどがジャーガルで一部に国頭マージ、ウジマが分布している。



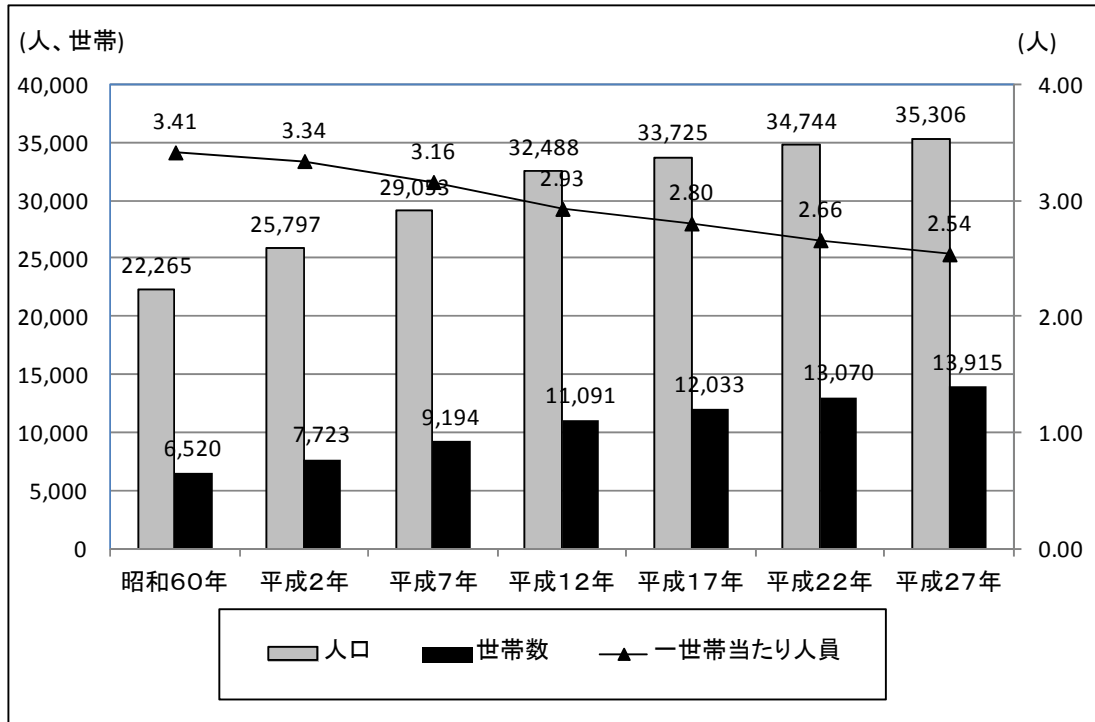
(2) 気象

気候は、亜熱帯に属し、四季を通じて概ね温暖で、平成 22 年の平均気温 23.1 度、年間水量は、2,000 ミリ内外であるが、平成 22 年には 2,895.5 mm を記録した。風速は平均 4.5m で、冬季は北東の風、夏季は南西の風が多く、時に夏から秋にかけて台風の通過により地域的に被害が著しい。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、平成27年、総人口35,306人、13,915世帯、一世帯当たり人数は2.54人となっている。（平成27年12月末日現在）



(住民基本台帳)

(2) 居住状況

平成29年4月1日現在、本町の構造別家屋の状況は、木造439棟（4.2%）、木造以外9,941棟（95.8%）、総棟数10,380棟となっている。

(3) 交通事情

本町を走る道路網は、町西端部を南北に沿うように沖縄自動車道が通り、町内には西原JCTがあるほか、国道329号、県道38号、34号、29号、155号及びこれらに接する町道、農道で構成されており、町民の生産、生活道となっている。町内における交通量は、県都那覇市及び浦添市及び宜野湾市に隣接し、中南部を結ぶ広域交通の位置にあり、交通量は社会経済の発展に伴い増大する傾向にある。

3 災害記録

本町における気象災害は台風によるものが最も多く、沿岸の地域は、波浪と強風による災害が大きく、特に台風の通過時刻と満潮の時刻が重なったときは、兼久川、小波津川の流域の低地部は、降雨量が150ミルを越えると、その一部では浸水の危険となる。なお、最近発生した気象災害は、次のとおりである。

過去における主な自然災害

資料：沖縄県災害誌「被害状況報告書」

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考	
			人		住家等						
			死者	負傷	全半壊	浸水					
昭和 31.8.1	暴風雨 (台風6号ワ ンダ)	風水害			46		水稻7反	0.5%	住家全壊	3戸	
							キビ	25%	〃半壊	5戸	
							イモ	100%	公共建物全壊	3戸	
							野菜	100%	非住家全壊	16戸	
									〃半壊	19戸	
31.8.15	暴風雨 (台風9号バ ブス)	風水害			17		水稻	5%	住家半壊	2戸	
							イモ	25%	非住家半壊	15戸	
							キビ	20%			
							そ菜	100%			
31.9.8	暴風雨 (台風12号エ マ)	風水害	1	2	596		水稻	50%	住家全壊	57戸	
							イモ	55%	〃半壊	120戸	
							野菜	95%	非住家全壊	107戸	
							キビ	40%	〃半壊	303戸	
							その他	20%	公共建物全壊	2戸	
									〃半壊	7戸	
									死者	1名	
									負傷者	2名	
31.9.25~26	暴風雨 (台風15号ハ リエット)	風水害			92		水稻	30%	住家全壊	3戸	
							キビ	40%	〃半壊	25戸	
							イモ	30%	非住家全壊	18戸	
							野菜	90%	〃半壊	45戸	
							その他	60%	公共建物全壊	1戸	
36.10.2~3	暴風雨 (台風23号テ イルダ)	風水害			188				住家全壊	9戸	
									〃半壊	33戸	
									非住家全壊	33戸	
									〃半壊	112戸	
									公共建物半壊	1戸	
									学校全壊	2戸	
40.8.4~5	暴風雨 (台風15号ジ ーン)	風水害			167	橋梁流失			住家床上浸水	47戸	
							3		〃床下浸水	120戸	

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害	備考
			人		住家等				
			死者	負傷	全半壊	浸水			
昭和 41.5.31	暴風雨、たつ まき (台風3号、 ジュディ)	風水、風害					道路決壊 300m	被害額 6,000ドル	
41.9.2	暴風雨 (台風16号ア リス)	風水害					道路復旧 300m	被害額 3,000ドル 復旧額 6,000ドル	
41.9.23	暴風雨 (台風24号ヘ レン)	風水害				86		住家床上浸水 30戸 " 床下浸水 56戸	
42.6.6	大雨(前線)	水害				32	道路損壊 1	住家床下浸水 32戸	
44.6.23	大雨	水害					道路決壊 300m	被害額 8,000ドル	
44.8.20	暴風雨 (台風9号、 コラ)	風水害	2		38	85	道路破損 1	住家半壊 8戸 非住家全壊 28戸 " 半壊 8戸 住家床上浸水 75戸 住家床下浸水 10戸	
47.6.6~7	たつまき、大 雨(前線)	風害、水害				173	道路破損 1	住家床上浸水 49戸 " 床下浸水 124戸	
54.8.22~23	暴風雨 (台風11号)	風水害					キビ 野菜 71.1%	5% 小那覇川 100m	
55.10.11~13	暴風雨 (台風19号)	風水害					河川決壊 2	幸地川 320m	
56.10.20~21	暴風雨 (台風24号)	風水害					河川侵食 5 キビ 野菜 34.5%	池田川 150m 幸地川支川 100m 徳佐田川支川 50m 徳佐田川 80m 宇治泊川支川 100m	
57.6.2~3	大雨 (集中豪雨)	水害					道路侵食 70m 河川侵食 3	住家床上浸水 2戸 " 床下浸水 2戸 兼久川 200m 内間川 80m 徳佐田川 100m	

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考	
			人		住家等						
			死者	負傷	全半壊	浸水					
昭和 58.9.25～26	暴風雨 (台風10号)	風水害		2	38	85	道路決壊	キビ	安室、池田線 幸地、池田線 内間川 棚原 幸地、池田	32m 5m 5m 1.9m	
							〃 流失	野菜			9%
							河川護岸	花卉			84%
							山くずれ	その他			4.5%
58.3.12	大雨 (集中豪雨)	風害、水害				33	道路決壊		住家床上浸水 町道（内間、上原線）	20m 12戸 20m	
							がけくずれ				
59.8.18～20	暴風雨 (台風10号)	風水害				5	道路決壊	キビ	住宅床下浸水 翁長、上原線 翁長、幸地線 津花波、上原線 幸地、石嶺線	5戸 40m 30m 20m 15m	
							土砂くずれ	野菜			4%
								その他			100%
											12%
60.8.13	大雨 (集中豪雨)	水害				12	道路		住宅床上浸水 住宅床下浸水 農産被害	4戸 8戸 500千円	
							河川				
61.8.25～26	暴風雨 (台風13号)	風水害				河川	野菜	幸地川 宇地泊川 公立文教施設	210m 85m 350千円		
							果樹			14.5%	
										15%	
61.9.23	大雨 (集中豪雨)	水害				28	道路決壊		住宅床上浸水 住宅床下浸水	2戸 26戸	
62.9.25	暴風雨 (台風12号)	風水害		1		河川		幸地川 小波津川支川 公共施設	13m 11m 250千円		
63.10.6	暴風雨 (台風24号)	風水害				道路	キビ	棚原7号線 内間川支川	50m 160m		
							河川決壊			野菜	2.5%
										花キ	48.9%
平成 2.5.10	大雨 (集中豪雨)	水害				5	河川		小波津川支川	400m	
2.9.17	暴風雨 (台風19号)	風水害				河川決壊	キビ	2.5%			
3.7.27	暴風雨 (台風9号)	風水害				道路	29				
3.9.13	暴風雨 (台風17号)	風水害					キビ	2%			
											花キ
								80%			

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考
			人		住家等					
			死者	負傷	全半壊	浸水				
平成 3.9.27	暴風雨 (台風19号)	風水害					キビ 花キ 果樹	1% 5% 50%	擁壁被害 8,900千円	
4.6.12	大雨 (集中豪雨)	水害			擁壁決壊 1					
4.6.29	暴風雨 (台風3号)	風水害				キビ 野菜 果樹	1% 100% 50%	擁壁被害 105,307千円		
4.8.31	暴風雨 (台風16号)	風水害			擁壁決壊 1					
5.9.2	暴風雨 (台風13号)	風水害				キビ 野菜	0.1% 12.8%	農作物被害 2,368千円		
6.5.30~6.2	大雨(集中豪雨)	水害		1	がけくずれ 1					
8.5.28	大雨(集中豪雨)	水害		1				農作物被害 9,960千円		
8.8.13	暴風雨 (台風12号)	風水害			がけくずれ 1	キビ	1%			
9.8.7	暴風雨 (台風11号)	風水害			道路結果 1			農作物被害 9,960千円		
9.8.17~19	暴風雨 (台風13号)	風水害				キビ	5%			
10.2.18	豪雨	水害			136	がけくずれ 4箇所 道路陥没 1箇所		床上浸水 25戸 床下浸水 111戸 車両被害 6台 床下浸水 38世帯 公共土木施設被害 5,000千円		
17.6.14	大雨	水害			8			畑冠水 1.0ha		
19.1.21	大雨	水害				がけくずれ 1				
19.6.7	大雨	水害				道路 5箇所 河川 1箇所 道路 4箇所 橋梁 1箇所 道路 1箇所		床上浸水 8世帯		
19.8.11	大雨	水害								
19.12.21	大雨	水害						公共施設 1棟 水道 15戸 ブロック塀等 1箇所 農林水産業施設被害 2,000千円 農産被害 35,510千円		
22.2.27	地震	地震								
23.5.28	台風	風水害						農産被害 35,510千円		
23.8.3	台風	風水害				がけくずれ 4				
24.8.25	台風	風水害						農産被害 2,500千円		

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害	備考
			人		住家等				
			死者	負傷	全半壊	浸水			
24.9.28	台風	風水害		1			学校 6箇所	水道 453戸 農林水産業施設被害 200千円 公共土木施設被害 7,892千円 農産被害 8,800千円	

人為的災害

(1) 火災件数

年別	種目				件数	被害額 (千円)
	建物	林野	車両	その他		
平成15年	4	2	3	9	18	1,539
平成16年	6	0	2	10	18	97,276
平成17年	1	0	1	3	5	383
平成18年	3	0	1	0	4	9,506
平成19年	4	6	1	7	18	6,868
平成20年	6	1	1	8	16	4,185
平成21年	6	1	3	6	16	7,026
平成22年	4	1	3	2	10	2,319
平成23年	4	0	2	13	19	2,393

第4節 災害の想定

本計画は、沖縄県が本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果を踏まえ、本町に特に関係のある次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震、明和8年（1771年）八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日昭和41年9月5日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）

傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊 19棟）

(2) 地すべり

発生年月日平成18年6月10日

発生場所沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況先行降雨量 533mm（5/1～6/9）

集中降雨量 88mm（6/10）

地すべりの規模平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m

移動土量約 34万m³、地すべり面積 5万6千m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川のはん濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測されている。

なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫等は考慮されていない。

浸水想定区域一覧（平成 20 年 3 月現在）

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予測概要）
小波津川水系小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で 399mm、ピーク時の 1 時間に 95.2mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深 1m 未満）

(4) 高潮（浸水想定）

本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域が予測されている。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖繩本島西側を北上 ②沖繩本島南側を西進 ③沖繩本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(5) 土砂災害（危険箇所・区域）

町内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は以下のとおりとなっている。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

町内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成 14 年度）	13	2	7	22
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成 23 年度）	2	0	2	4

注：土砂災害警戒区域は基礎調査が進行中のため、今後土砂災害危険箇所の数と同程度に増加する見込みである。

2 地震及び津波の被害想定

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成21年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の13の想定地震を設定されている。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度は5つの内陸型地震すべてにおいて6強で、海溝型は沖縄本島北方沖が5強、石垣島東方沖と与那国島南方沖が6強となり、その他は6弱と予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南西沖 (H9RF)	海溝型	7.8	平成8年度地震被害想定調査の想定「沖縄本島南西沖」と震度分布が近似し、津波被害も発生（6弱）	平成18・19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
久米島南東沖 (C02E)	海溝型	7.8	座間味島・渡嘉敷島において震度が強い（6弱）	
久米島北方沖 (B04E)	海溝型	7.8	久米島・粟国島・渡名喜島・伊江島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島北方沖 (C01W)	海溝型	7.8	伊平屋島・伊是名島・沖縄本島北部において震度が強い（5強）	
宮古島東方沖 (C04W)	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖 (NM11)	海溝型	7.8	石垣島・宮古島・西表島・多良間島において震度が強い（6強）	
石垣島南方沖1 (IM00)	海溝型	7.7	石垣島・西表島・竹富島・小浜島・波照間島において震度が強い（6弱）	
与那国島南方沖 (GYAK)	海溝型	7.8	与那国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（6強）	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（6強）	平成21年度に新規設定
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（6強）	
沖縄本島直下プレート内	内陸型	7.8	沖縄本島全域において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（6強）	

(2) 予測項目・条件

予測された主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定されている。

ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19

時)を選定

イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯

ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果の概要

予測死者数は、石垣島東方沖と石垣島南方沖のケースが突出しており、約3千人に上る。そのほとんどは津波によるものである。津波被害のない想定では、沖縄本島直下プレート内地震のケースが最大となり、約5百人に上る。

負傷者数は、沖縄本島直下プレート内地震のケースが突出しており、重症が約3千人、軽症が5万5千人に上る。

また、避難者もこのケースが最も多く約25万人に上る。

負傷の主な原因となる建物被害も、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出し、全壊が約2万棟、半壊が約5万棟に上る。火災焼失もこのケースが最も多いが、百棟程度である。

ライフラインについても、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出しており、断水人口は120万人に上り、復旧に3ヶ月程度を要する。

また、停電も約100万戸に上るが、4日程度で復旧すると予想される。

なお、西原町における各想定地震（冬の夕方の場合）の被害量は、次のとおりである。

西原町の地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者 (津波)	重傷者 (津波)	軽症者 (津波)	避難者数	全壊 (津波)	半壊 (津波)	焼失 棟数	断水	停電	通信機能 障害
沖縄本島南西 沖 (H9RF)	4人 (0人)	32人 (0人)	623人 (0人)	1,745人	156棟 (0棟)	391棟 (0棟)	2棟	32,479人	1,115戸	292回線
久米島南東沖 (C02E)	2人 (0人)	13人 (0人)	268人 (0人)	461人	52棟 (0棟)	94棟 (0棟)	0棟	2,583人	686戸	97回線
久米島北方沖 (B04E)	1人 (0人)	10人 (0人)	201人 (0人)	292人	33棟 (0棟)	63棟 (0棟)	0棟	2,015人	686戸	65回線
沖縄本島北方 沖 (C01W)	1人 (0人)	9人 (0人)	177人 (0人)	220人	31棟 (0棟)	44棟 (0棟)	0棟	1,253人	538戸	65回線
宮古島東方沖 (C04W)	被害想定なし									
石垣島東方沖 (NM11)	被害想定なし									
石垣島南方沖 1 (IM00)	被害想定なし									
与那国島南方 沖 (GYAK)	被害想定なし									
沖縄本島南部 断層系	7人	45人	883人	3,030人	258棟	681棟	2棟	32,684人	1,452戸	682回線
伊祖断層	16人	77人	1,485人	6,752人	635棟	1,360棟	4棟	32,684人	1,941戸	1,558回線
石川ー具志川 断層系	3人	23人	465人	1,052人	110棟	233棟	1棟	30,013人	946戸	195回線
沖縄本島直下 プレート内	18人	83人	1,597人	7,327人	738棟	1,458棟	5棟	32,762人	2,087戸	1,916回線
宮古島断層	被害想定なし									

注：（津波）の欄は津波による被害数、（復旧）は復旧にかかる日数である。

(4) 町の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、町の地震防災マップの作成等、町の地震対策の基礎資料となるように、マグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害が予測されている。

3 津波の浸水想定

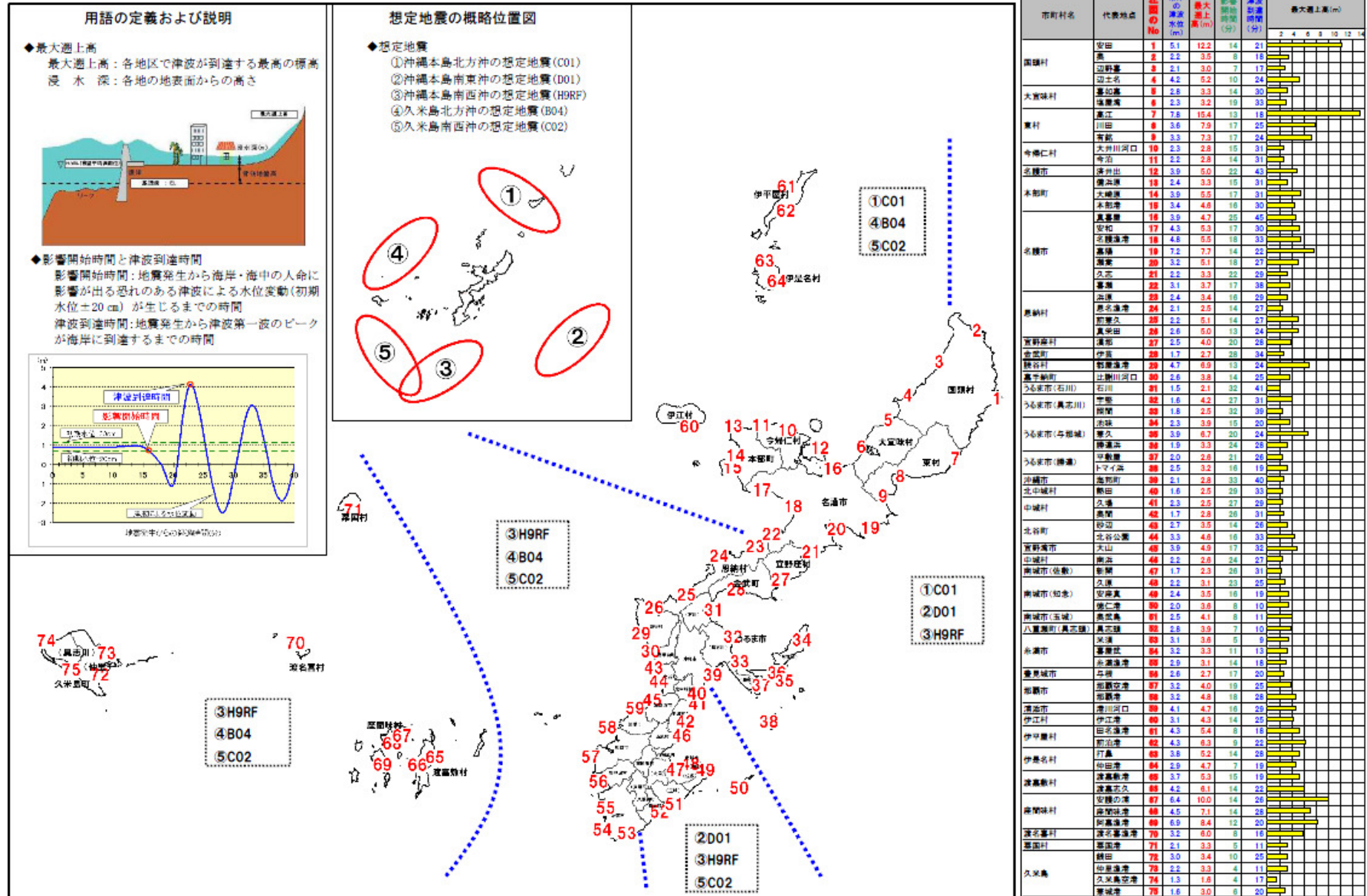
本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、沖縄県が作成した「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測されている。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

津波浸水想定モデル一覧

波源位置（モデル名）	断層モデル（深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量）	対象地域
沖縄本島南東沖（D01W）	正断層（500m、80km、40km、60°、4m）	本島沿岸域
沖縄本島南西沖（H9RF）	逆断層（10000m、80km、40km、30°、4m）	
久米島南東沖（C02）	正断層（5000m、80km、40km、60°、4m）	
久米島北方沖（B04）	正断層（5000m、80km、40km、60°、4m）	
沖縄本島北方沖（C01）	正断層（500m、80km、40km、60°、4m）	

津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）



第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

西原町及び西原町の地域を管轄する主な公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 西原町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (13) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 東部消防本部

- (1) 消防、水防その他応急措置
- (2) 救助、救出活動及び避難の誘導
- (3) 町民への予報の伝達

3 沖縄県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整

(14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

4 指定地方行政機関

(1) 沖縄県警

- ア 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における九州管区警察局との連携に関すること。
- ウ 県内各警察署及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ 農林水産部

- (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (4) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- ア 警報等の伝達に関すること。
 - イ 情報の収集に関すること。
 - ウ 海難救助等に関すること。
 - エ 緊急輸送に関すること。
 - オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - キ 流出油等の防除に関すること。
 - ク 海上交通安全の確保に関すること。
 - ケ 警戒区域の設定に関すること。
 - コ 治安の維持に関すること。
 - サ 危険物の保安措置に関すること。
- (5) 沖縄気象台
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた町民への周知
 - ウ 緊急地震速報に関する周知・広報
 - エ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
 - オ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における町や沖縄県に対する気象状況の推移やその予想の解説等
 - カ 町、沖縄県その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発
- (6) 沖縄総合通信事務所
- ア 非常の場合の電気通信の監理
 - イ 災害時における非常通信の確保
 - ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- (7) 沖縄労働局
- ア 災害時における労働災害防止対策
 - イ 災害に関連した失業者の雇用対策
- (8) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
 - イ 環境監視体制の支援に関すること。
 - ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

6 浦添警察署

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 死体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話(株)（沖縄支店）
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ
移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本赤十字社（沖縄県支部）
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること。
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。
- (4) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (5) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (6) 西日本高速道路(株)（沖縄管理事務所）
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) KDDI(株)
通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
- (8) 日本郵便(株)（西原郵便局、西原坂田郵便局、西原我謝郵便局）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

- (1) 社団法人中部地区医師会
災害時における医療及び助産の実施
- (2) 沖縄県看護協会
災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
- (3) 沖縄県バス協会
ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (5) 沖縄県婦人連合会
災害時における女性の福祉の増進

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 西原町社会福祉協議会
ア 西原町災害ボランティアセンターの設置・運営及び町災害ボランティアセンターの支援に関すること。
イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (2) 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 沖縄県獣医師会
災害時の動物の医療保護活動に関すること。
- (4) 沖縄県建設業協会
ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
- (5) 西原町建設協力会
災害応急対策活動の支援協力に関すること。（協定書締結済）
- (6) 株式会社サンエー
救援物資支援協力に関すること。（協定書締結済）
- (7) J Aおきなわ西原支店、与那原・西原町漁業協同組合
ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。
イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。
エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。
オ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。
- (8) 西原町商工会
ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。

- ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (9) 沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (10) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
- (11) 沖縄県交通安全協会連合会
ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。
ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。
- (12) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。
- (13) 上下水道指定工事店
災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。
- (14) 危険物等取り扱い事業者
ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。
イ 災害時における石油等の供給に関すること。
- (15) 社会福祉施設管理者
入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
- (16) 病院管理者
ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
イ 被災傷病者の救護に関すること。
- (17) 学校法人
ア 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。
イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。
- (18) 金融機関
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

第6節 町民等の責務

西原町民及び町内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 町民

- (1) 防災・減災の知識習得
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の3日以上以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の避難行動要支援者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針（基本編）

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節災害の想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年（2011年）3月11日東北地方太平洋沖地震や明和8年（1771年）八重山地方大地震による大津波などがあげられ、今後明らかにしていく地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害を考慮し想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があるこ

とに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の考え方

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

町、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 町土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障害者等の避難行動要支援者（※）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、避難行動要支援者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮し、本町の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- (カ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (ク) 町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障害者、高齢者等の避難行動要支援者を含めた多くの町民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

- イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

- (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による町の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れている地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、町民の生命、身体及び財産と観光客等を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、町土保全事業や市街地開発事業等による災害に強い町土とまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (2) 事故災害を予防するための安全対策の充実
- (3) 町民の防災活動を促進するための町民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進等
- (4) 予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、町民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と供給
- (6) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保

健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止
- (9) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ町民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- (1) 被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

町、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民等の間及び町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特殊性等を考慮した重要事項

本町は本土から離れ、防災上不利な地理的条件があるほか、西原マリパーク・西原きらきらビーチなどの観光客が訪れる町で、防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分ふまえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、町民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、町民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本県への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、町の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (4) 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

2 本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率等が全国最低の水準にある。

また、町は県内においては財政力が高い方だが、全国的にみると脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような町の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等
- (3) 町避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成、防災行政無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本町の海岸沿岸部は海拔5m以下の低地が多い。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を町内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 町の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、町内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、町内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、町、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5 m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように町内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、関係機関及び町民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

- (1) 県地域防災計画に基づき、町は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 町が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 町、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検

ウ 他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

- (4) 町、県及び指定地方公共機関等は、町地域防災計画、県地域防災計画、防災業務計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

- (6) 町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、町及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

- (7) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。
- (8) 本計画は、本町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

西原町防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく。

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から町土を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止事業（実施主体：関係部局）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、海岸周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

2 砂防事業（実施主体：関係部局）

(1) 危険箇所

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、資料編のとおりである。

(2) 対策

県が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいた区域指定を受け、町は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、町地域防災計画に避難体制に関する事項を定める。

県は、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進める。

また、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて防災工事を実施する。

(3) 土砂災害防止法に基づき河道閉塞等の発生の有無を調査し、土砂災害緊急情報を発信する。

3 道路施設整備事業（実施主体：建設部土木課、西日本高速道路株）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

4 農地防災事業の促進（実施主体：建設部産業観光課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

5 上水道施設災害予防対策（実施主体：建設部上下水道課）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

6 下水道施設災害予防対策（実施主体：建設部上下水道課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

7 都市ガス施設災害予防計画（実施主体：沖縄ガス(株)）

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

(1) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

(2) 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び町民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

8 高圧ガス災害予防対策（実施主体：関係部局、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、町、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

9 通信施設災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、県、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）

町、県、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 町及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

町及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・ N T T 西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・ 携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・ 無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・ 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・ I P 電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・ 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・ 情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・ 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・ 非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・ 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・ 移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・ 町及び県間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。

(ア) 町は、町防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

町及び県は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N T T 西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) N T T 西日本及びN T T ドコモにおける予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図る。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

- (ア) 回線の設置切替方法
- (イ) 可搬無線機、工車用車両無線機等による非常用回線の確保
- (ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) KDDIにおける予防計画

ア 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進する。

- (ア) 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。
- (イ) 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- (ウ) 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- (エ) 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずる。

イ 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (ア) 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。
- (イ) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に以下のような災害対策機器等を配備する。

- (ア) 離島等の孤立防止策として緊急連絡用設備を配備する。
- (イ) 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備する。

16 放送施設災害予防計画（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置

- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

17 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部生活環境安全課、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

町長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面からを推進するため、個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：建設部都市整備課、土木課）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

(ア) 避難路

避難路は、安全に避難するために原則幅員12m以上、または幹線道路等を主要避難路として位置づける。ただし、地形、土地利用、自治会等が避難路として定める場合は、道路幅員にとらわれない。

(イ) 避難公園

都市公園の近隣公園を公共ゾーン（中央公民館、庁舎等）に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設を整備する。

イ 市街地再開発事業等

町は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

ウ 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、各ライフライン事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施し、道路・公園、河川・砂防、港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進するとともに、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン等の整備

町、県及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（実施主体：建設部都市整備課、総務部生活環境安全課）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 指定防火・準防火地域の不燃化

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部土木課、産業観光課、総務部生活環境安全課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 町や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日

頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（実施主体：建設部都市整備課、教育委員会）

町は、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2 ブロック塀対策（実施主体：建設部都市整備課）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

町は、県と協力して建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、浦添警察署等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、浦添警察署等）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

町は、県の協力のもと、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。

ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。

- エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。
- オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、浦添警察署、(社)沖縄県火薬類保安協会等）

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、町、県警察本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。
- イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

- ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。
- イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課）

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

町内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

- ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

(3) 琉球大学の遺伝子組み換え実験について、安全管理を図るよう指導する。

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、町、県、防災関係機関及び町民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本町の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 自主防災組織の訓練
- (3) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (4) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (5) 避難所における避難行動要支援者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (6) 物資集配拠点における集配訓練
- (7) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

町や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

関係市町村、県及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

町は、町民等の津波避難行動に特化した県実施の県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに参画する。これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：町関係部局、防災関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部生活環境安全課）

町及び県は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

(1) 町の役割

町は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(2) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(3) その他

ア 普及・啓発の時期や内容等

町、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を町民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- (ア) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策
- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (エ) 緊急地震速報受信時の対応行動

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部産業観光課、教育部教育総務課・文化課・生涯学習課、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

町及び県は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（実施主体：総務部生活環境安全課、関係課）

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務部生活環境安全課）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに町民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1 自主防災組織整備計画の策定

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 町民の防災意識の向上

町民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や町民参加の推進等を図るた

め、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位

町民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、町と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 町民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 町民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な避難ルート及び場所を含む活動計画を策定するものとする。

6 活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 防災資機材の備蓄
 - エ 防災リーダーの育成
- (2) 地震時の活動
 - ア 災害情報の収集・伝達
 - イ 責任者等による避難誘導
 - ウ 出火防止
 - エ 救出救護
 - オ 給食給水

7 資機材の整備

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の

機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

町は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、町民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防職員等の増員（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合）

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、町内には東部消防組合の西原出張所（現員 15 名）があるのみで、十分な消防体制とは言えない状況である。

このため、町は県と連携して、以下について検討を実施する。

ア 消防職員の適性数や増員の必要性の検討

イ 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して町民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、町内の消防団員数（現員 20 名）は少ないため、町は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

ア 地域に必要な消防団員数の検討

イ 町民への消防団活動の広報

ウ 消防団の訓練、資機材の充実

エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

町、県及び防災関係機関は、「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第1款 初動体制の強化（実施主体：関係部局、防災関係機関）

突然発生する災害に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

ウ 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

エ 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。

イ 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

町は、被害情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は以下の対策を推進していくこととする。

- (ア) 町防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入等。
- (イ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。
- (ウ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ 連絡体制等の確保

- ・各機関の連絡窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・被災地域の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した地域の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

(4) 情報分析体制の充実

町及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

第2款 活動体制の確立（実施主体：関係部局）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付する。

イ 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- (ア) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- (イ) 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- (ウ) 防災担当専門職員を養成する。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

ア 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- (ア) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- (エ) 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の推進
- (オ) 各町立施設における救出救助用資機材の整備促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- (ア) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分を確保することとしている。

併せて、県が緊急調達を迅速に実施できるよう社団法人沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくこととしている。

エ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備

蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- (ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の3日分の備蓄に関する啓発
- (イ) 町における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄推進
- (ウ) 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の推進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- (エ) 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）への参画
- (オ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- (カ) 町及び上水道管理者による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び町民等へのポリ容器等の備蓄促進

オ 輸送手段の確保

- (ア) 車両の確保

町及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で町及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとしている。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援を行う。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

イ 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

- (ア) 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

- (イ) 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように県内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- (ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- (イ) 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市町村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

イ 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

ウ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、町、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

エ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
(実施主体：関係部局、関係機関)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を町民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

(ウ) 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

(エ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(オ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町としては以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 県、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(イ) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

- (ア) 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

- (ウ) 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- (エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- (オ) 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材等の備蓄

カ 消防対策の充実

町は、町の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等をふまえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

- (ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- (イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進
- (ウ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- (エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの整備・運用
- (オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

キ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理場の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- (オ) シャワー室、和室及び車いす用トイレの整備
- (カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- (キ) 給水用・消火用井戸、貯水槽及び備蓄倉庫の整備
- (ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

イ 福祉避難所のリストアップ

町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる福祉避難所を指定

しておく。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

ウ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、町民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低3日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

エ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅の空き家等を把握し、災害時の一時避難住宅として迅速に確保できるようにしておく。

オ 物価の安定等のための事前措置

町及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

カ 文教対策に関する事前措置

町及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：県）

大規模な地震が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。現在、県には消防防災ヘリコプターは配置していないことから、今後、県が検討する過程で、町として以下のような項目について検討し、県の整備検討に参画・連携していくこととする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 物資や防災要員の輸送
- (3) 負傷者の搬送
- (4) 空中消火活動

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備 (実施主体：福祉部福祉保険課、西原町社会福祉協議会)

- (1) ボランティア意識の醸成
 - ア 学校教育における取組
ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、町及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。
 - イ 生涯学習を通じての取組
町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。
- (2) ボランティアの育成等
 - ア ボランティアの育成
町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。
 - イ 専門ボランティアの登録等
 - (イ) 町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。
 - (ロ) 町及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。
 - ウ ボランティアコーディネーターの養成
町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。
- (3) ボランティア支援対策
 - ア 町及び県は、県・西原町社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。
 - イ 町及び西原町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
 - ウ 町及び西原町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。
また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する

ものとする。

エ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第6款 避難行動要支援者の安全確保計画 (実施主体：福祉部福祉保険課・健康支援課・こども課)

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の避難行動要支援者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、避難行動要支援者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における避難行動要支援者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

ア 町防災計画への位置づけ

町は、災害発生時の、避難行動要支援者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする町民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア 避難行動要支援者避難支援プランの策定

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報を共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

本町においては、平成24年3月に「西原町災害時要援護者支援計画」を策定した。台帳等の整備を推進していくこととする。

イ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ア) 避難行動要支援者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には避難行動要支援者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

災害時に避難行動要支援者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら避難行動要支援者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

(実施主体：総務部生活環境安全課、建設部産業観光課、各交通機関等)

町、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(2) 外国人の安全確保

町及び県は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 津波避難体制等の整備

本町は、観光立県・沖縄県の中部に位置し、近年では西原マリパークなどに多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、町民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び避難行動要支援者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部生活環境安全課）

(1) 町における対策

町は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 避難行動要支援者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（バス等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、町は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図る。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部生活環境安全課、福祉部子ども課、建設部産業観光課、教育部教育総務課）

(1) 町における対策

ア 町は、町民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（八重山地方大地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、避難行動要支援者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

町は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえ、防災関係機関、町民、防災リーダー及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

町及び県は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部生活環境安全課）

本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、町及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

町は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

町及び県は、地震情報、津波警報、避難勧告等が町民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

4 危険区域の指定等（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部土木課・都市整備課）

津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域を指定する場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

ア 町防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要す

る者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む場合、町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織計画

1 西原町災害対策本部

本部の組織等は、「西原町災害対策本部条例」、「西原町災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 町本部の組織編成は、資料編のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)及び本部長員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、別表2のとおりである。

(3) 町本部の設置

町本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 町の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波特別警報を発表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、「町役場庁舎内」に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、「東部消防西原分署」に設置する。

(5) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 地震又は津波により、町内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。
- (エ) 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。
- (オ) 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表したとき。
- (カ) 県本部が設置された場合において、町本部設置の必要を認めたとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したときは、直ちに生活環境安全課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

(6) 本部長（町長）の参集途上における指示

本部長（町長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ自宅又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(7) 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（町長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 町長 → 2 副町長 → 3 教育長 → 4 総務部長

(8) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(9) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、町及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「西原町災害時緊急連絡体制表」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生し

たとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備態勢総括表】

災害種別		本部	
		災害対策本部	
津波	津波注意報		第1
	津波注意報（情報収集・伝達強化）		第2
	津波警報「津波」		第2
	津波特別警報「大津波」		第3
地震	震度4	本島又は本島周辺離島で発生	第1
	震度5弱	本島又は本島周辺離島で発生	第2
	震度5強	本島又は本島周辺離島で発生	第2
	震度6弱以上	本島又は本島周辺離島で発生	第3

(10) 町本部を設置したときの通知及び公表

町本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
統括班班長	各班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政対策班班長	報道機関	〃
〃	町民	テレビ・ラジオ・広報車による広報その他迅速な方法

(11) 町本部の廃止

町本部は、以下の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、町本部を廃止したときは、(10)の要領により通知するものとする。

2 西原町防災会議

西原町防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法、関係法令、西原町防災会議条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西原町防災会議の組織は、資料編に示すとおりとする。

(2) 所掌事務

西原町防災会議の所掌事務は、おおむね以下のとおりである。

- ア 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 災害情報を収集すること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- オ その他法令によりその権限に属する事務。

3 防災関係機関の協力体制

本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を西原町災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

4 災害対策の動員

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 〈災害対策準備体制〉	1 気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき。	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 西原町に気象業務法に基づく津波警報(注意報を含む)が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 2 地震又は津波により、町の全域又	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく態勢をとる。

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
	<p>は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> <p>3 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。</p> <p>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表したとき。</p>	
<p>第3 配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉</p>	<p>1 西原町に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波特別警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>3 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波特別警報を発表したとき。</p>	<p>1 全職員が配置につく。</p>

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各対策班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に統括班班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を

決定するものとする。

イ 本部会議の招集に関する事務は、統括班班長が行う。

ウ 統括班班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知するものとする。

エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。

オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

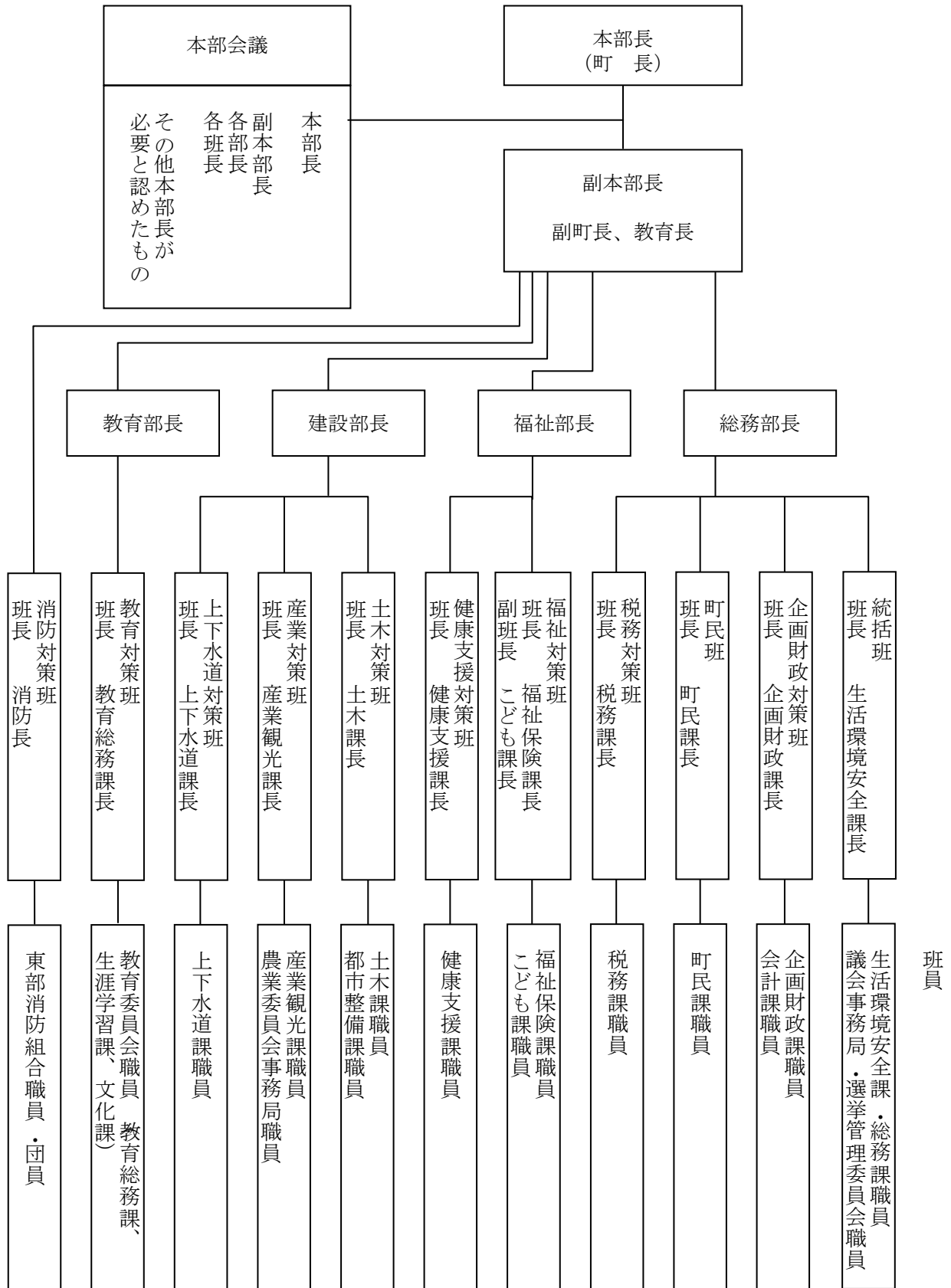
(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

[自主参集基準]

参集要員	参集基準
生活環境安全課 指定職員	1 気象庁が津波警報（注意報を含む）を発表した場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき 3 気象庁が当町域で震度5弱を観測し、発表したとき 4 気象庁が当町域を含む地域に「津波」の津波警報を発表したとき
準備体制要員	1 気象庁が県内で震度4を観測し、発表した場合 2 気象庁が津波注意報を発表した場合
警戒体制要員	3 気象庁が津波警報の「津波」を発表した場合 4 気象庁が当町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表した場合
全職員	5 気象庁が津波特別警報を発表した場合 6 気象庁が当町域を含む地域に震度5強以上を観測し、発表した場合

別表1 西原町災害対策本部組織及び編成



別表 2

災害対策本部所掌事務

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数			
						第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務部	総務部長	統括班	生活環境安全課長	1. 本部の設置に関すること。 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 3. 自主防災組織の結成及び連絡調整に関すること。 4. 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 5. 各班への連絡調整に関すること。 6. 班内の連絡調整に関すること。 7. 被害状況等の収集に関すること。 8. 県、その他関係機関への連絡調整に関すること。 9. 各班からの災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の収集に関すること。 10. 被災者及び物資の輸送に関すること。 11. 各班長の分轄事務に関すること。 12. 危険物施設に関すること。 13. 災害復旧・復興に関すること。 14. し尿処理に関すること。 15. ペット等に関すること。 16. 災害時の塵芥処理に関すること。 17. 死体の収容及びこれに必要な処理に関すること。 18. 各自治会、青年団体、その他各種団体の災害応急対策の協力に関すること。 19. 職員の非常招集に関すること。 20. 職員の配備に関すること。 21. 町有財産の被害状況の調査に関すること。 22. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 23. 班内の職員の動員に関すること。 24. 班内の庶務に関すること。 25. その他、各班の協力に関すること。	生活環境安全課 ・総務課 ・議会事務局 ・選挙管理委員会職員	1	4	全職員	
				企画財政対策課長	1. 災害対策に必要な経費の予算処置に関すること。 2. 災害写真等災害の収集及び統括班長への報告に関すること。 3. 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の町民及び報道機関への広報に関すること。（Lアラート） 4. 報道機関との連絡に関すること。 6. 班内の職員の動員に関すること。 7. 班内の庶務に関すること。 8. 帰宅困難者対策に関すること。 9. その他、各班の協力に関すること。	企画財政課 ・会計課職員	1	2	全職員
				町民班	町民課長	1. 町民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関すること。 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること。 3. 避難所の設置運営に関すること。 4. その他、各班の協力に関すること。	町民課職員	1	1

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務部	総務部長	税務対策班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関する事 避難所の設置運営に関する事。 住宅、非住宅の被害状況調査及び統括班長への報告に関する事。 り災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。 班内の職員の動員に関する事。 班内の庶務に関する事。 その他、各班の協力に関する事。 	税務課職員	1	1	全職員
		福祉対策班	福祉保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 主食の確保及び主食配給に関する事。 災害救助法の適用に関する事。（災害救助法適用に関する県への報告手続） 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関する事。 食糧の調達及び配給に関する事。 日赤との連絡調整、義援物資等の保管及び配分に関する事。 災害ボランティアに関する事。 避難行動要支援者に関する事。 保育園との連絡調整に関する事。 園児の避難に関する事。 班内の職員の動員に関する事。 班内の庶務に関する事。 その他各班の協力に関する事。 	子ども課・福祉保険課職員	1	2	全職員
福祉部	福祉部長	健康支援対策班	健康支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 医療機関との連絡調整に関する事。 災害による、医療、助産に関する事。 災害時の防疫に関する事。 伝染病その他災害調査及び防疫状況の収集並びに統括班長への報告に関する事。 被災者の健康管理に関する事。 班内の職員の動員に関する事。 班内の庶務に関する事。 その他、各班の協力に関する事。 	健康支援課職員	1	1	全職員
		土木対策班	土木課長	<ol style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事。 道路、公園、橋りょう施設の災害復旧に関する事。 交通不適箇所及び通行路線に関する事。 災害時における道路及び橋りょうの使用に関する事。 土木対策関係機関との連絡調整に関する事。 河川、堤防、溝、水路の災害応急復旧対策に関する事。 建築物の災害対策に関する事。 河川並びに水路の水位測定及び河川域、その他土木関係災害の警戒巡視に関する事。 所管の被害状況調査及び統括班班長への報告に関する事。 高潮対策に関する事。 港湾施設の警戒及び応急対策に関する事。 危険な看板、広告物の所有者又は管理者への通報、改修もしくは撤去命令に関する事。 職員の輸送に関する事。 班内の職員の動員に関する事。 班内の庶務に関する事。 その他、各班の協力に関する事。 	土木課・都市整備課職員	1	3	全職員
建設部	建設部長							

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設部	建設部長	産業対策班	産業観光課長	1. 農地、農業用地施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫に関すること。 3. 畜産の被害調査に関すること。 4. 水産物水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 所管の被害状況調査及び統括班班長への報告に関すること。 6. 労務の調達に関すること。 7. 外国人の避難に関すること。 8. 班内の職員の動員に関すること。 9. 班内の庶務に関すること。 10. その他、各班の協力に関すること。	産業観光課・農業委員会職員	1	2	全職員
		上下水道対策班	上下水道課長	1. 給水地域における施設被害状況調査に関すること。 2. 水道施設の応急対策に関すること。 3. 被災者に対する飲料水の供給に関すること。 4. 企業局、町指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 5. 下水道施設に関すること。 6. 班内の職員の動員に関すること。 7. 班内の庶務に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。	上下水道課職員	1	1	全職員
教育部	教育部長	教育対策班	教育総務課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び統括班長への報告に関すること。 2. 各学校、給食調理場との連絡調整に関すること。 3. 避難所設営の協力に関すること。 4. 児童生徒の避難に関すること。 5. 災害時の教育指導に関すること。 6. 児童生徒に対する学用品の給与に関すること。 7. 児童生徒の保健及び学校給食に関すること。 8. 社会教育施設の災害対策に関すること。 9. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 10. 班内の職員の動員に関すること。 11. 班内の庶務に関すること。 12. 避難所における炊き出しに関すること。 13. その他、各班の協力に関すること。	教育委員会職員	2	3	全職員
		消防対策班	消防長	1. 災害情報の受理、通報に関すること。 2. 災害予防に関する啓発活動の実施に関すること。 3. 救助を要する者の応急手当て及び搬送に関すること。 4. 所管の被害状況調査及び統括班長への報告に関すること。 5. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること。 6. 消防団員の出動要請に関すること。 7. その他、各班の協力に関すること。	消防職・団員	2	2	全職・団員

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。
※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 地震速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

(3) 震度・震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

ア 種類

- (ア) 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (イ) 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 津波警報等の発表基準

津波警報・注意報

津波警報・注意報の区分		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波特別警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
津波警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注1：津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波特別警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等から、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区






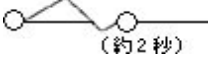

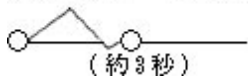
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、西原町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

西原町が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

注：鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により町民、観光客、従業員等に伝達する。

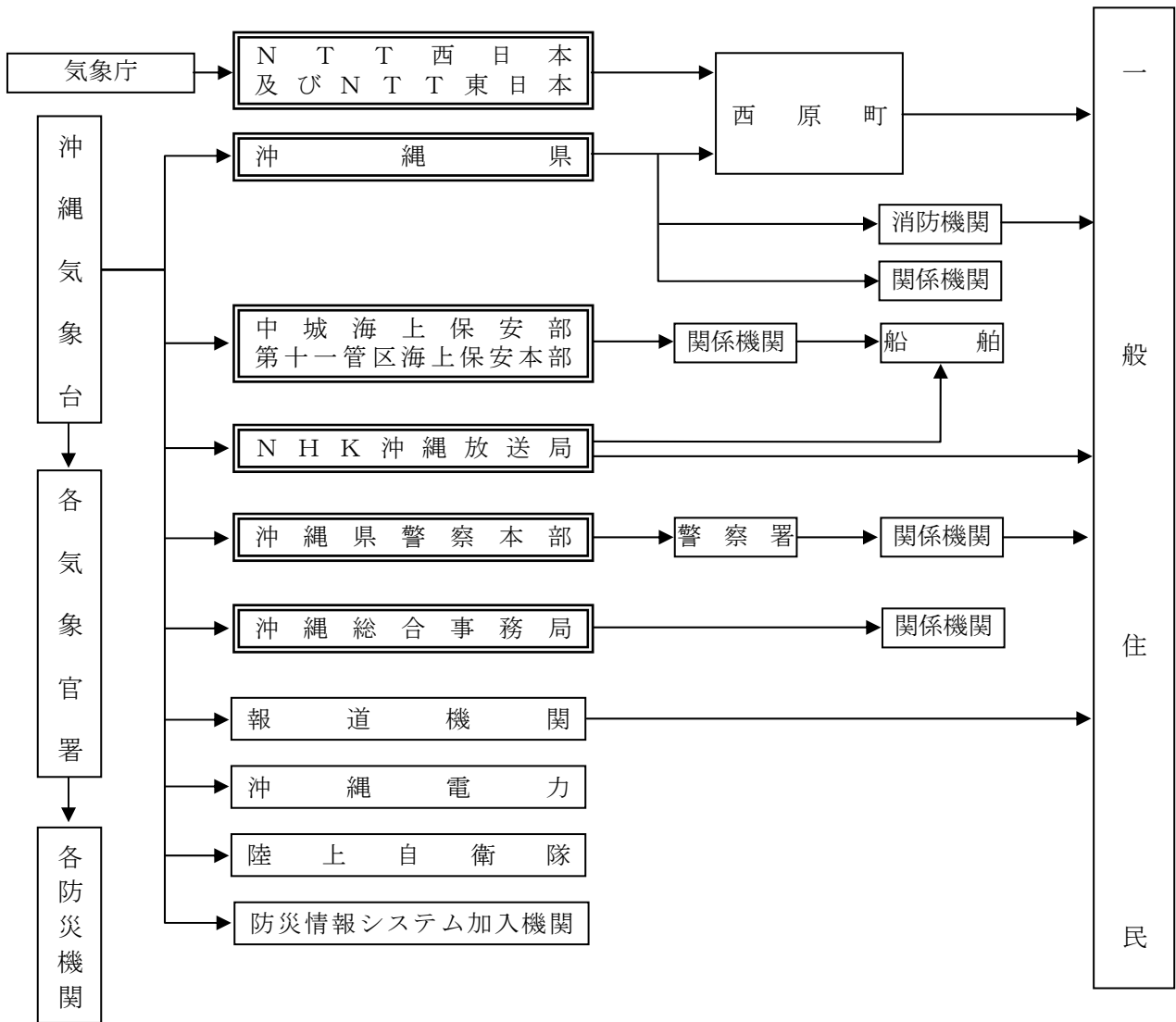
なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置（統括班）

町長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図



第3節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（統括班、企画財政対策班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

イ 非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、依頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア 海上保安用通信設備

イ 警察通信設備

ウ 気象官署通信設備

エ 沖縄電力通信設備

オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

3 町における措置（統括班）

(1) 通信設備優先利用の協定

町は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

町は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 町の役割

ア 町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 上記(1)、(2)の機関の他、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

2 災害状況の収集（統括班）

(1) 災害情報の種類把握

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

- ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等空の情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3 地震発生直後の第1次情報の報告（統括班）

(1) 町の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4 災害報告（統括班）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

町は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

町は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、町から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

第5節 災害広報計画

1 実施機関

町、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（企画財政対策班）

- (1) 各班において広報を必要とする事項が生じたときは、企画財政対策班に原則として文書でもって通知するものとする。
- (2) 企画財政対策班は、各班が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

4 町民に対する広報（企画財政対策班）

(1) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ一般住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置
- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(2) 町民からの問い合わせに対する対応

- ア 来庁者に対する広報窓口を設置する。
- イ 町ホームページ、エリアメール、ツイッター及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。

(3) 避難行動要支援者に対する対応

- ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- イ 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 町長の派遣要請要求等（町長、統括班）

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、基本法第68条の2に基づき、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

2 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

3 派遣部隊との連絡調整（統括班、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

4 町及び県の準備すべき事項（統括班）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、町及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。
- (5) 町及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

5 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- (ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- (イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（町長へ通知）
- (イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（町長へ通知）
- (ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

6 派遣部隊の撤収（統括班、自衛隊）

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

7 経費の負担区分等（統括班）

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

8 ヘリポートの準備（統括班）

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置するよう検討する。

第7節 広域応援要請計画

1 国等への応援要請（統括班）

(1) 町の応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 防災関係機関における応援要請（統括班、消防機関）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「広域緊急援助隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、町は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求めるものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員等

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別職員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

(5) 県知事への職員派遣のあつせん要請

町長は、県知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(4)の事項を明示してあつせんを求めるものとする。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、町民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	なし	

(2) 避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

(3) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用（統括班）

(1) 避難勧告・指示等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・ 高齢者等避 難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本 法第 60 条
避難指示 (緊急)	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の 設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本 法第 63 条

(2) 避難勧告等の基準

町は、避難勧告・避難指示を次の基準に準じて発令する。

		基 準
津波	避難勧告・ 避難指示 (緊 急)	・ 大津波警報が発表されたとき、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告または指示するものとする。
		・ 津波警報が発表されたとき、又は、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が避難の必要を認めたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示するものとする。
		・ 津波注意報が発表された場合は、海水浴や釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起する。

(3) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア 町長の措置
 - ・町長→知事（防災危機管理課）
- イ 知事の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・知事（防災危機管理課）→町長
 - (1) 地すべり等防止法に基づく措置
 - ・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→町長→知事（防災危機管理課）
 - (1) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→町長
- エ 自衛官の措置
 - ・自衛官→町長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
 - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

町及び県は、町長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては資料編のとおり。

3 避難の実施の方法（消防対策班）

町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、避難行動要支援者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当っては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、町の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護（税務対策班、教育対策班）

(1) 避難所の設置

町は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

地域別の避難場所は、概ね次のとおりとする。なお、津波の際の避難場所は、坂田小学校及び西原運動公園とする。また、災害の種類及び被害状況等により避難場所を変更又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨住民に周知を図るものとする。

(2) 福祉避難所の設置

町は、避難行動要支援者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため町内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期

間の見込) を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送（統括班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（税務対策班）

町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

町は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

町は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（税務対策班、土木対策班）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用（税務対策班）

町は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用（税務対策班、中城海上保安部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 学校等の避難所の受け入れ（教育委員会）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性・防災機能の確保が求められる。このことから、学校施設の安全対策（耐震化・津波対策）に配慮した整備を行うとともに、避難所に指定されているすべての学校において避難所運営マニュアルを作成するものとする。

避難所

番号	場 所	所在地	電 話 番 号	避難対象区域
1	西原南小学校	字安室 123-2	9 4 6 - 5 5 0 0	当該校区
2	西原小学校	字与那城 341	9 4 5 - 2 4 0 2	当該校区
3	西原町中央公民館	字与那城 124	9 4 5 - 3 6 5 7	各校区の避難所より当該場所 が近い区域
4	西原東中学校	字小那覇 308-1	9 4 6 - 2 6 2 6	当該校区
5	西原東小学校	字嘉手苺 90	9 4 5 - 1 3 8 4	当該校区
6	西原中学校	字翁長 239	9 4 5 - 5 2 0 2	当該校区
7	坂田小学校	字翁長 658	9 4 5 - 5 2 2 2	当該校区
8	西原運動公園	字翁長 956	9 4 5 - 8 0 9 5	各校区の避難所より当該場所 が近い区域
9	西原町町民交流センター	字与那城 140-1	9 4 5 - 5 0 1 1	各校区の避難所より当該場所 が近い区域

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備・高齢者等避難開始の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（統括班）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

町は、町津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、防災行政無線等で町民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、町民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を町民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（統括班）

避難先は、町津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルとする。

4 避難誘導（消防対策班）

- (1) 町民等の避難誘導

町津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、地域防災組織のリーダー、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時

間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の避難行動要支援者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難（中城海上保安部等）

中城海上保安部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護（税務対策班）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び産業観光課とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（産業観光課、観光施設の管理者、交通機関）

(1) 町の役割

町は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、町民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バス停等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（産業対策班、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、町からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援（企画財政対策班）

(1) 情報の提供

町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第10節 避難行動要支援者対策計画

1 実施責任者

避難行動要支援者対策の実施は、避難行動要支援者等の管理者及び町とする。
なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（福祉対策班）

町は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した町災害時要援護者支援計画等に基づいて、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

3 避難生活への支援（福祉対策班）

(1) 避難時の支援

町は、避難行動要支援者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

町及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、町の要請に基づき必要な体制を支援する。

4 外国人への支援（産業対策班）

町及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

1 実施責任者

町は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 消防力等の整備計画（消防対策班）

消防力の現勢を把握し、増強計画、更新計画及び整備点検を行い、諸災害発生に対処するために年次計画をなし、消防機器及び機材の整備の充実を図る。

3 調査計画（消防対策班）

消防機関が火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするための調査に関する計画を整備する。

4 災害予防計画（消防対策班）

災害を未然に防止し、若しくは災害が発生した場合その被害を最小限に止めるために、火災予防指導、火災予防査察、風水害の予防指導及び広報活動を行う。

5 火災、風水害等警防計画（消防対策班）

火災を警戒し、鎮圧するために消防職員、団員の招集計画、出動計画、警戒計画、通信計画及び火災防御計画を整備するとともに、水防法に基づき風水害、津波、高潮等の水害に対し、関係機関と緊密な連絡の下に災害の規模に応じた部隊編成及び活動隊を定め、対処する。

6 救助・救急計画（消防対策班）

各種災害及び各種事故等による傷病者等を救助し、応急処置を実施し、さらに医療機関等に搬送する救助・救急活動が平常時又は特殊災害時を問わず常に迅速かつ適正に対処する。

7 相互応援計画（消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

第12節 救出計画

1 実施責任者

町をはじめとする救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（浦添警察署、消防対策班、消防機関）

被災者の救出は、町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 町の役割

ア 町は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 浦添警察署の役割

浦添警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（広域緊急援助隊等）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊等に要請する。

(4) 町民

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（消防対策班、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（消防機関）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

1 実施責任者

町は、医療救護を行う。また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

2 応急医療の方法（健康支援対策班）

(1) 情報の収集

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 医療班等の出動要請

ア 県は、町から要請があったとき、又は自ら必要があると認めるときは、以下の機関に医療班等の派遣を要請する。

- (ア) 日本赤十字社沖縄県支部
- (イ) 県医師会
- (ウ) 国、国立病院機構、公立の医療施設
- (エ) 災害派遣医療チーム(DMAT)
- (オ) 県薬剤師会、民間の医療班

イ 町は、社団法人中部地区医師会、地区薬剤師会等に医療班の派遣を要請する。

また、県や他の市町村に応援を要請する。

ウ 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師3人及び業務調整員1人の計5人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

(3) 応急救護所の設置

町及び県は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

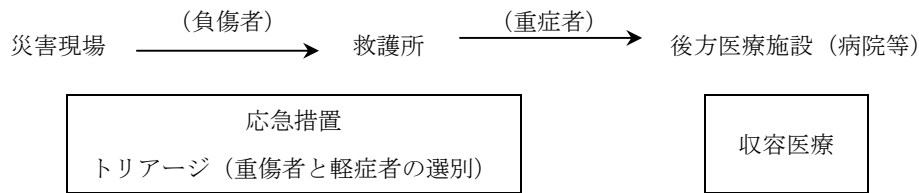
ア 救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設

3 後方医療施設（県保健医療部）

県は、医療班による応急手当の後、治療を要する傷病者のために、災害拠点病院等の収容状況を把握し、調整を行う。

〔応急医療のながれ〕



4 救急搬送（消防対策班、消防機関）

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、町及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

5 助産体制（保健医療部）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

6 被災者の健康管理とこころのケア（健康支援対策班）

(1) 被災者の健康状態の把握

町は、県と連携して、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

健康支援対策班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

町は、県と連携して、避難生活の長期化によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、保健所の相談窓口を設けるなど精神保健福祉相談体制を構築する。

また、子供への健康支援として、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケ

アを行う体制を構築する。

(3) 継続的治療への支援

県は、人工透析等継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町から県への要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第14節 交通応急対策計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

1 実施責任者

交通規制は次の区分により実施し、実施責任者は次のとおりとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 町 長	1. 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公安委員会	公安委員会 警 察 署 長 警察官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条・第5条及び第6条
海上保安部	港長 海上保安官	1. 船舶交通安全のため必要があると認める場合 2. 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要な場合 3. 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合	港則法第37条 海上保安庁法第18条

2 実施要項

- (1) 各実施責任者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画によるものとする。
- (2) 道路管理者としての町長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、又は道路

パトロールによりこれを発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、施設及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施するものとする。なお、担当は土木対策班とする。

- (3) 規則の実施に際しては、警察署長へ規則実施箇所及びまわり道等について通報し、通行車両に対し標識の設置及び報道機関等を利用して周知を図るものとする。

3 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

4 発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

第15節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は町長が行う。担当は土木対策班とする。

2 輸送方法

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法より行う。

ア 町有車両の掌握管理は、統括班とする。

イ 各班長は、車両を必要とする時は、統括班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

(ア) 輸送日時及び輸送区間

(イ) 輸送対象の人数、品名及び数量

(ウ) その他必要な事項

ウ 統括班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は沖縄総合事務局運輸部に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節2-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 燃料の確保

町において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上は、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送車両の表示

町長は、県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、県知事又は県公安委員会に申し出て緊急車両標章等の交付を受けるものとする。

4 広域輸送拠点の確保（統括班）

町は、県からの救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

5 町有車両現状

町有車両の保有状況は、次のとおりである。

(平成30年3月現在)

課名	車種									合計
	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	大型特殊車	二輪車	
総務課	6	4		2	3					15
こども課	1			1						2
土木課	2		1		1	2				6
教育委員会	2			3	1	3	1			10
上下水道課		5		2	1					8
議会事務局										
町民課										
税務課	2									2
福祉保険課	1									1
健康支援課	3				1					4
生活環境安全課						3				3
都市整備課	1	2								3
産業観光課	1		1			1				3
合計	19	11	2	8	7	9	1			57

第16節 治安警備計画

災害時における治安警備活動は、次によるものとする。

- 1 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本町に関係ある事項は、沖縄県地域防災計画及び「浦添警察署災害警備実施要綱」又は「浦添警察署大規模地震災害警備実施要領」によるものとする。
- 2 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
- 3 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
- 4 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。
- 5 町は中城海上保安部と被災地付近の海上において連絡を密にし、速やかな安全確保に努める。

第17節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、次によるものとする。

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合町長は知事の補助機関として実施するものとする。ただし、次に掲げる救助は、災害救助法施行令による委任を受けて町長が実施するものとする。

(救助の委任)

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服寝具、その他の生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。なお、救助法の適用に至らない災害について被害者の救助は、被災者生活再建支援制度（財団法人都道府県会館）の活用促進を含め、町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

2 救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上あって、市町村の世帯数が当該市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上あって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

3 救助法の適用手続き（福祉対策班）

(1) 町の役割

ア 災害の発生に際し、町における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、町からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告するものとする。

イ 救助法を適用したときは、すみやかに公告するものとする。

第18節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができないものに対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業体の中で平成21年度に策定した危機管理マニュアルに基づき、水道対策班が消防対策班の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合で、町長が必要と認めたときは、町が実施する。

2 給水方法

(1) 取水

給水のための取水は、配水池に設置している緊急用給水施設、消火栓その他の補給水源から行うものとする。

(2) 消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、浄水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(3) 供給

被災地への給水は、次のとおり東部消防組合の水槽付ポンプ車等により搬送して行うものとする。

応急給水用機械の種別及び能力等

種別	能力（容量ℓ）	保有台数	所管	備考
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署	
動力ポンプ付水槽車	10,000	1		
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署 西原分署	
水槽付ポンプ車	2,000	2	東部消防組合消防署 南風原分署	

(4) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

3 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の日数等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第19節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の供給のための調達、炊き出し及び配給等の迅速かつ確実に期するものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達及び供給は、町長が行う。なお、食糧の調達及び配給は福祉対策班が担当する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 食糧の調達方法

(1) 主食（米穀または乾パン）

米穀については、町長は知事（糖業農産課）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄食糧事務所長に売却申請を行い調達する。

(2) その他主食（パン、その他）及び副食調味料等は町内の販売業者より調達する。

3 応急配給及び炊き出しの方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めるとき行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 応急配給品目

配給品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(3) 応急配給の数量

1人あたりの配給数量は、次のとおりとする。

ア (1)のアの場合 1日あたり精米 300 グラム

イ (1)のイの場合 1日あたり精米 300 グラム

ウ (1)のウの場合 1食あたり精米 200 グラム

(4) 炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所において教育対策班が行い、必要に応じ自治会等の協力を得て行うものとする。

4 炊き出し等食糧の給与の費用及び期間等

(1) 対象者

炊き出し、その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時緑故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 費用

炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費等とし、1人1日1,010円以内とする。

(3) 期間

炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、住家の被害により被災者が一時緑故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。

5 避難行動要支援者等に配慮した食料の給与（福祉対策班）

町は、避難行動要支援者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第20節 生活必需品供給計画

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。なお、物資の調達及び給与又は貸与は福祉対策班が担当する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 物資の調達

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資の調達をするものとする。

3 物資の給与又は貸与

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 品目

給与又は貸与する衣料物資等は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

（品目例）

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

(3) 費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたり次の範囲内とする。なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊（焼）又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
夏季	4月から9月まで	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	10月から翌年3月まで	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

イ 住家の半壊（焼）又は床上浸水（土砂たい積等による一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期間	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
夏季	4月から9月まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	10月から翌年3月まで	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

(4) 期 間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速かつ確実に配給するものとする。

5 義援物資及び金品の保管及び配分

町に送付された義援物資及び金品は福祉対策班において受け入れ、保管し、配分計画に基づき行うものとする。

第21節 防疫計画

この計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、防疫の万全を期するものである。

1 実施責任者

町は、南部保健所の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

災害時における感染症対策は、町長が実施する。

担当は健康支援対策班とする。

2 感染症対策実施の組織

健康支援対策班では、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

3 感染症対策の指示

知事は感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

町は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。また、町は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条から第19条までに定めるところにより行う。

(3) 避難所の感染症対策

避難所を開設したときは、南部保健所の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ①疫学調査
- ②清潔の保持及び消毒の実施
- ③集団給食

④飲料水の管理

⑤健康診断

5 消毒薬剤の調達

消毒薬剤は、健康支援対策班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は南部保健所に調達あつせんの要請を行う。

6 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

7 その他

その他必要事項については、関係機関と協力して行う。

第22節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

1 実施責任者

災害時におけるごみ及びし尿の収集処理は町長が行う。担当は統括班とする。

2 ごみの収集処理の方法

(1) 収集方法

- ア ごみの収集は、被災地及び避難所に町の車両を配車して速やかに行う。
- イ ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定めるものとする。
- ウ 委託業者等車の車両等は、次のとおりである。

ごみ収集車両及び作業員

区分	連番	車種	積載量	台数	人員	
					運転手	作業員
直営		なし				
委託	1	プレス・パッカー	2.50 t	1	1	3
	2	プレス・パッカー	2.65 t	1	1	3
	3	プレス・パッカー	2.45 t	1	1	3
	4	プレス・パッカー	2.50 t	1	1	4
	5	プレス・パッカー	1.85 t	1	1	3
許可	1	プレス・パッカー	2.35 t・6.60 t	2	2	5
	2	プレス・パッカー	2.00 t	1	1	3
	3	プレス・パッカー	2.10 t	1	1	3
	4	プレス・パッカー	3.10 t	1	1	2

(2) 処理方法

ごみの処理は、原則として東部環境美化センターにおいて処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

3 し尿の収集処理の方法

(1) 収集の方法

- ア し尿の収集は、災害の規模に応じ、各許可業者に指示してくみ取りを実施する。
- イ 各許可業者のし尿収集車両等は、次のとおりである。

し尿収集車両及び作業員

区分	連番	車種	積載量	台数	人員
許可	1	バキュームカー	2.00 k l	1台	2人
	2	バキュームカー	1.80 k l	1台	1人

(2) 処理方法

し尿処理は、汚泥再生処理センターで中間処理し、汚泥を東部環境美化センターで助燃剤として処理する。

4 食品衛生監視

食品衛生は、食糧及び飲料水について監視を行うとともに、食品による危害を防止するための注意喚起を行うこととする。

5 犬等及び危険動物の保護・収用計画

災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収用版を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第23節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の搜索を行い、死体の收容処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬等の措置は、町長が行う。なお、行方不明者の搜索は、消防対策班及び消防団が警察署及び中城海上保安部と協力して担当し、死体の收容処理及び埋葬等は消防対策班を主体に統括班の相互協力により担当する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、死体の收容処理は知事が行い、搜索及び埋葬は知事の委任により町長が行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ、消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(2) 搜索の方法に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の收容及び処理

(1) 負傷者の收容

搜索隊が負傷者及び病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び中城海上保安部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に收容するものとする。

(2) 死体の收容

搜索隊が発見した死体は、速やかに警察の検視及び医療班若しくは医師の検案を受け、又は警察等より死体の引渡しを受けたときは、公民館及び学校等適当な施設に收容するものとする。

(3) 医療機関等との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように医療班及び医療機関等の連絡を前もってとるものとする。

4 死体の処理

(1) 收容した死体は身元の所在を確認し、遺族等に引き渡すものとする。

(2) 死体の識別が困難なとき、又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、感染症予防上必要に応じ、死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をするものとする。

5 死体の埋（火）葬

引取人の判明しない死体又は引取人が判明した死体であっても、その遺族が埋（火）葬を行うことが困難な場合には、町長がこれを行う。

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

(1) 災害にかかった者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出するものである。

イ 費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にかかった者の救出の期間は、災害の状況に応じ必要な期間とする。

(2) 死体の搜索

ア 対象者

死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

死体の搜索のため支出できる費用は、船艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

死体の搜索は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の処理

ア 対象者

死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の範囲

死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用

死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理の費用は、1体あたり2,800円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費について通常の実施とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,000円以内とする。

(ウ) 検案が医療班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 費用

埋葬は、実際に処理を行う者に対して、できる限り次に掲げる現物を支給するものとし、その費用は、1体あたり大人149,000円以内及び小人119,200円以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第24節 障害物の除去計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

1 実施責任者

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は町長が行う。担当は土木対策班とする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 対象数

障害物の除去の対象数は、住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。）した世帯数の15%以内とする。

(3) 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とし、1世帯あたり135,700円以内とする。

(4) 期間

障害物の除去期間は、発生の日から10日以内とする。

3 震災廃棄物の処理（土木対策班、統括班）

(1) 震災廃棄物処理計画の策定

町は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」に基づき、震災廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、町及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第25節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は損壊したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行う。担当は土木対策班とする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 設置戸数

設置戸数は、住宅が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(3) 設置場所

設置場所は、原則として町有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げるものとする。

(4) 規模及び費用

応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、26.4（8坪）平方メートルを基準とし、その設置費用は1,447,000円以内とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年）とする。

(6) 避難行動要支援者に配慮した仮設住宅

県及び市町村は、避難行動要支援者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の入居を優先するものとする。

(8) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 戸数

住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。

(3) 規模及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対して行い、その費用は1世帯当たり308,000円以内とする。

(4) 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1カ月以内に完成する。

4 県営住宅の活用

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 住家の被災調査（税務対策班）

町は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

第26節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（土木対策班）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（土木対策班）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（土木対策班）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（土木対策班）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行う

とともに、必要に応じて応急工事及び町と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第27節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校児童生徒に関する応急教育は、町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長（園長）が行う。
- (3) 町立小中学校及び町立幼稚園その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

2 応急教育対策

(1) 休校（休園）措置

ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長（園長）は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとるものとする。

イ 休校（休園）措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童生徒及び園児に周知させるものとする。

ウ 休校（休園）措置が登校後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行うものとする。

(2) 教育施設の確保

学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避けるものとする。

なお、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

ア 隣接校

イ 公民館等の公共施設

ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建設を検討する。

(3) 教科書及び学用品の給与

ア 給与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により教科書及び学用品をそう失又はき損した児童生徒及び園児で、災害救助法に準じて定める。

イ 給与の品目、費用、期間

(ア) 品目

教科書及び学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

a 教科書及び教材

b 文房具

c 通学用品

(イ) 費用

- a 教科書代・・・実費
- b 文房具及び通学用品
 - 幼稚園児1人当たり・・・実費
 - 小学校児童1人当たり4,000円
 - 中学校生徒1人当たり4,200円

(ウ) 期間

学校品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内にそれぞれ完了しなければならない。

(4) 教育職員の確保

ア 町教育委員会は、教員の被災等により通常の授業及び保育が行えないときは、代替職員を確保し、授業または保育に支障をきたさないようにする。また必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。

イ 教員免許所有者で、現に教職にたずさわっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 学校給食対策

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議のうえ実施するものとする。

4 社会教育施設等対策

公民館施設等の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（教育委員会）

町は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（教育委員会）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 町指定の文化財は、町教育委員会に報告する。

第28節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（統括班、消防機関）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

2 高圧ガス類（統括班、消防機関）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 町の役割

町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

3 火薬類（統括班、消防機関）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

4 毒物劇物（統括班、消防機関）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

第29節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するためのものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の供給については、那覇公共職業安定所に依頼するが、もし諸般の事情により当該職業安定所長からの労務者の供給あつせんが困難と思われる場合は、あらかじめ当該職業安定所長と調整の上、町長が自ら労務者の雇用を行う。担当は、各班の要請により産業対策班が行う。

2 労務者供給の方法

(1) 供給手続

町長は、那覇公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して、労務者の供給を依頼する。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、西原町臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 賃金の支払方法

賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「西原町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、統括班が行うものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（産業対策班）

町が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出貨金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 町は県に要請をし、県はその必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（産業対策班）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

[従事命令等の種類と執行者]

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	町長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（町長の職権を行う者がその場にい ない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がそ の場にい ない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条第1項	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 町長（委任を受けた 場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

[命令対象者]

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。
（基本法第82条第1項）

(3) 傷害等に対する補償

ア 町の役割

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、町は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第30節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 民間団体に対する要請は、町長が行う。
- (2) 担当は、統括班とする。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 女性団体
- (4) 青年団体
- (5) 各種団体

3 協力要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊出しの応援

第31節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの受入れ（福祉対策班）

町、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等は、県被災地災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや町民組織からの人員の派遣等により実施する。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

3 ボランティアの活動支援（福祉対策班）

町、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（福祉対策班）

- ア 被災地災害ボランティアセンターの役割【町社会福祉協議会、町庁舎等】
 - (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
 - (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
 - (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
 - (エ) ボランティアの紹介

- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
 - (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
- (2) 設備機器の提供
- 町及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。
- (3) 情報の提供（福祉対策班）
- 町及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、町民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。
- (4) ボランティア保険
- 町は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。
- (5) ボランティアに対する支援物資の募集
- 町及び県は、ボランティアが必要としている物資を報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第32節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（土木対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

ア 町道

町道の管理者である町における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 町長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。
 - ・被害の発生した日時及び場所
 - ・被害の内容及び程度
 - ・迂回道路の有無
- (イ) 町長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

イ 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧等を行う。

ウ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。
- (イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。
- (ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 港湾施設

ア 町における措置

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

イ 県の役割

- (ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定

地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

3 応急措置（土木対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

4 応急工事（土木対策班、産業対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

第1款 電力施設応急対策

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により同社長が実施する。なお、同計画は、電力施設の災害による停電の根絶を究極の目標とし、災害の未然防止と迅速復旧により、被害の減少のための諸対策に努める。

第2款 ガス施設応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、西原町内各ガス関係業者が定める保安規定等により各業者が実施する。

第3款 液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第4款 上水道施設応急対策（上下水道対策班）

1 上水道の応急対策

町は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

第5款 下水道施設応急対策（上下水道対策班）

下水道施設に被害が発生した場合、町は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠柵及び取付管等の復旧を行う。

第6款 電気通信設備応急対策

（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(株)、KDDI(株)）

電気通信関係機関は、町内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第34節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第35節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

町は、地震・津波等の災害により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

町は、地震・津波等の災害の発生により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、ただちに事後対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、町は農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

町は、町内に広範な地域にわたり病虫害が発生した場合病虫害緊急防除対策を樹立し、自治会並びに農業団体に対し、具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認めるときは、緊急防除指導班（産業観光課、農業委員会、農業協同組合、当普及員、経済連原料指導員）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 防除機具の動員

災害により病虫害が異常発生し、緊急防除を実施する必要があるときは、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとする。

エ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対して手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法につき必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、町は、県（中央家畜保健衛生

所)の協力を得て家畜防疫班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、町に届出を行わせるとともに、県の家畜防疫員の指示により死体の埋没又は焼却を行わせるものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、町は県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防処置をとるものとする。

イ 災害のため正常な家畜の診断が受けられない場合は、町は県に対して診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は町内の農業協同組合に対し必要量の確保及び供給について、あつせんを要請するものとする。

4 漁船漁具応急対策

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 遭難者の捜索

遭難者が発生したときは、中城海上保安部へ通報し、又は琉球水難救済会に連絡するとともに、町においても消防対策班を中心とした捜索隊を編成する。

第36節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
使用・処分	消防対象、土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
使用制限				
一時使用	土地	水防法第21条第1項	町長	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
使用	車馬、その他の運搬具、器具			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長	
収用	必要な物資			
管理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項	知事 (町長)	
使用	土地、家屋、物資			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者			
収用	必要な物資			
一時使用	他人の土地、建物その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	町長警察官 海上保安官	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの			

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	従事命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業(災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令		
災害応急	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	警察官海上保安官
		災害対策基本法第65条第1項	
	順事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には令書の交付は、必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2、第28条、第36条）

ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合

イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(2) 設定権を有する者

ア 町長

イ 町長の委任を受けた町職員

ウ 警察官又は海上保安官

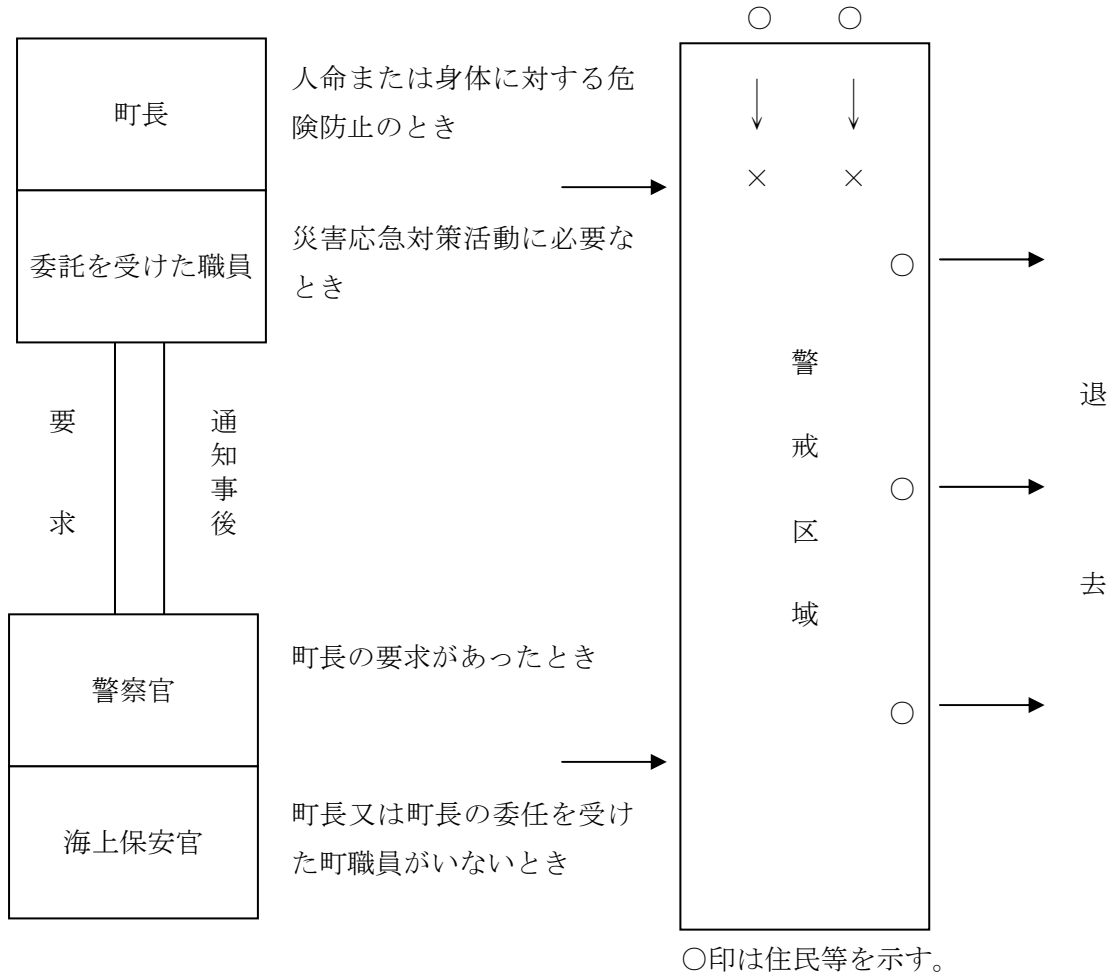
エ 消防長

オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立ち入りを制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限、禁止



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

第3章 災害復旧・復興計画（地震・津波編）

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分調査検討し、その都度、作成実施するが、その主たるものは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 〃
- ウ 道路 〃
- エ 砂防 〃
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 町及び県における措置（統括班）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害相談（税務対策班）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 町の相談窓口等の開設

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 住宅の復旧（税務対策班、土木対策班）

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

町及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、町は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

町は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、町は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

3 生業資金の貸付（税務対策班、福祉対策班）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

町は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

町及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

4 被災世帯に対する住宅融資（税務対策班）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（福祉対策班）

(1) 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

6 災害義援金品の募集及び配分（福祉対策班）

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

（構成機関）日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体

7 租税の徴収猶予及び減免等（税務対策班）

(1) 地方税の特別措置

町、県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

町及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

町及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

8 職業のあっせん（産業対策班）

公共職業安定所が職業あっせんの対象とする被災者は、災害のための転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断して就職可能な者とする。

9 被災者生活再建支援（統括班）

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、町の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

町は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

第3節 生活確保資金等融資計画

この計画は、災害を受けた中小企業、農漁業者及び一般被災者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

1 農漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- (2) 農漁業金融公庫資金による災害資金
- (3) 自作農維持資金

2 中小企業関係の融資

- (1) 中小企業金融公庫資金
- (2) 商工組合中央金庫資金
- (3) 国民金融公庫資金
- (4) 環境衛生金融公庫資金
- (5) 中小企業信用保険公庫資金

3 福祉関係の融資

- (1) 世帯更生資金
- (2) 母子福祉資金

4 住宅関係の融資・・・・・・・・沖繩振興開発金融公庫

- (1) 個人住宅（特別貸付）建設資金
- (2) 災害復興住宅
 - ア 災害復興住宅資金
 - イ 地すべり等関連住宅資金
 - ウ 宅地防災工事資金

第4節 復興の基本方針

1 復興計画の作成（総務部生活環境安全課）

町及び県は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 がれき処理（総務部生活環境安全課）

町、県及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（建設部土木課・都市整備課）

町及び県は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民の合意を得るように努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第 3 編 風水害等編

第1章 災害予防計画（風水害等編）

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による町土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治水計画

1 現況

本町には、重要水防区域として2つの河川が指定されている。

河川名（左右岸別）	重要水防区域		
	場所	延長	種別
	（旧大字等）	（m）	
小波津川	西原町池田	3.7	溢水
兼久川	西原町桃原	1.9	溢水

また、本町は毎年襲来する台風による豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。

2 対策（実施主体：建設部土木課）

- (1) 住宅密集地区に係る河川等については 30 年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。
- (2) 河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

3 浸水想定区域の指定と周知（実施主体：総務部生活環境安全課、土木課）

(2) 町の役割

ア 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設（以下「避難行動要支援者等利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 町は、町地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等及び避難行動要支援者等利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難判断水位到

達情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 町は、町地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の避難行動要支援者等利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防事業

1 危険箇所

町内には、急傾斜地や急勾配の溪流、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が22箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、4箇所ある。

2 対策（実施主体：建設部土木課）

町は、県と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域の防災対策を講じる。

第2款 警戒避難体制の整備

1 監視装置等の整備等

(1) 土砂災害警戒区域（建設部土木課、総務部生活環境安全課）

ア 町は、警戒区域ごとに情報伝達等の伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法及び避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町地域防災計画に定め、町民に周知するよう努めるものとする。

第3節 高潮等対策計画

1 港湾整備事業

港湾、漁港等は管理区分によって県又は町が、それぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

第4節 建築物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発対策（実施主体：建設部都市整備課）

町は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進（実施主体：建設部都市整備課）

町は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策（実施主体：建設部都市整備課）

町は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部関係課）

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画

1 不燃化耐震性建造物の建築促進（実施主体：建設部都市整備課）

(1) 建築物の耐震、不燃化促進

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等は各種制度の説明、技術的相談に応ずる等不燃化耐震性建造物の建築を促進するよう指導する。特に、町等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

(2) 火災予防

ア 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入し、又は勤務する学校、工場、事業所等においては、自衛消防隊の結成指導、訓練計画の指導及び消防用設備等の取り扱いの指導と訓練実施の促進を図る。

イ 予防活動

春と秋の防火運動期間には、町民に防火意識の向上を図るため、消防訓練と避難訓練の実施及び予防査察を実施するほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

ウ 危険物の火災予防

町内の危険物貯蔵施設の位置、構造、設備の検査及びこれを取扱う従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

2 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部生活環境安全課）

町は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

第6節 危険物等災害予防計画

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第1款 危険物災害予防計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、沖縄県警察等）

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学消防機材の整備

消防機関に化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、沖縄県警察等）

1 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

町は、県の協力のもと、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- (1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物によって町民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第7節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：建設部上下水道課）

1 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

2 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：建設部上下水道課）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

第8節 ガス施設災害予防計画

第1款 都市ガス災害予防計画（実施主体：沖縄ガス株）

沖縄ガス株は、都市ガスの事故防止対策とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

このため、都市ガス施設の大規模事故や風水害の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災計画を定期的に検証し、見直を実施する。

第2款 高圧ガス災害予防計画（実施主体：関係部局、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、町、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

4 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第9節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、医療機関）

町、医療機関は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 町における予防計画

町は、地震・津波編・第2節・第1款の16に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

第10節 不発弾災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民一般に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾の処理は、概ね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

ア 発見者は最寄りの交番又は浦添警察署に通報し、浦添警察署は県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

エ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(エ) 小型砲弾等爆破処理可能な不発弾については、適当な場所を選定のうえ上記と同様に現地対策本部を設置して陸上自衛隊により爆破処理を実施する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、中城海上保安部へ通報し、それを受けて県知事又は港湾管理者から、海上自衛隊沖縄基地隊への処理要請を行う。

イ 危険度が少なく移動可能なものは、水中処分隊により回収撤去する。

ウ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

エ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び町民等の立ち入りを規制する。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

第11節 文化財災害予防計画

（実施主体：教育委員会）

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。

また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 町教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (3) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (4) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第12節 農業災害予防計画

（実施主体：建設部産業観光課・土木課）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1 土砂崩壊防止整備事業

土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 農地保全整備事業

町は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

4 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

町は、地域農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、町は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

ア 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

町は、地域農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第13節 食料等備蓄計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

町は、地震・津波編 第4節 2の(2)に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第14節 水防、消防及び救助施設等整備計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部土木課、東部消防組合）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、町は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

3 流出危険物防除資機材

町、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第15節 避難誘導等計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、町、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 町の役割

- ア 避難所の選定
 - イ 避難所の開設及び運営方法の確立
 - ウ 避難所の安全確保
 - エ 町民への周知
 - オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
 - カ 避難の勧告等の基準の設定
 - キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
 - ク 避難経路の点検及びマップの作成
 - ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）
- (2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策
- ア 避難計画の作成
 - イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

町は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- オ 町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

(2) 広域避難場所等の指定

ア 町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- (ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- (イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- (ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- (エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。

イ 町は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第16節 交通確保・緊急輸送計画

（実施主体：建設部土木課、浦添警察署）

地震・津波編 第4節 2の(4)に定める地震・津波対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第17節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

（実施主体：福祉部こども課・健康支援課・福祉保険課）

地震・津波編 第4節の6に定める対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも避難行動要支援者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の避難行動要支援者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第18節 台風・大雨等の防災知識普及計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

地震・津波編 第3節に定める対策のほか、町及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への町民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本町に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

気象台、町は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

町は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

町は、町内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

町は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、町において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため町等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、町において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

第19節 防災訓練計画

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するものとし、町において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 消防訓練

(1) 消防活動訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防関係機関合同により地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

2 防災訓練

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び地域住民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

ア 実施時期

毎年4月～10月の適当な時期に行うものとする。

イ 実施場所

毎年、過去の災害の状況等を考慮し、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関等

防災関係機関、地域住民

エ 訓練の種目

訓練の種目は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (ア) 避難訓練 | (イ) 消火訓練 |
| (ウ) 重機車両配置訓練 | (エ) 水防訓練 |
| (オ) 安否情報訓練 | (カ) 交通整理訓練 |
| (キ) 救出、救護訓練 | (ク) 避難所設営訓練 |
| (ケ) 道路障害物除去訓練 | (コ) たき出し訓練 |
| (サ) ボランティア編成派遣訓練 | (シ) 防疫訓練 |
| (ス) 輸送訓練 | (セ) 通信訓練 |
| (ソ) 流出油防除訓練 | (ク) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練） |
| (チ) その他必要と認める訓練 | |

オ 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該

防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 職員参集訓練

職員の本部、各地区の非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、交通用具等を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えて職員の参集訓練を実施する。

(3) 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第20節 自主防災組織育成計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

地震・津波編 第3節の第3款に定める地震・津波対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第21節 災害ボランティア計画

（実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、環境生活部、教育委員会、県関係各課、市町村、社会福祉協議会）

地震・津波編 第4節の5に定める地震・津波対策のほか、町及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に町内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

なお、町本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

1 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置

災害対策本部(以下「本部」という。)は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発令され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。
- エ 県の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

2 本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて統括班長を本部長とした災害警戒本部を、次の基準で設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等が発令されたのに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

(2) 災害対策準備体制

沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するお

それがあある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、生活環境安全課職員等による災害対策準備体制をとるものとする。

- 3 本部は、町役場庁舎内に設置する。災害により町役場庁舎が使用できない場合は、東部消防西原分署内に設置する。
- 4 本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- 5 本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び町民に対し、次により、通知公表するものとする。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
統括班班長	各班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政対策班班長	報道機関	〃
〃	町民	テレビ・ラジオ・広報車による広報 その他迅速な方法

6 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- (2) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (3) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。
 1. 副町長 2. 教育長 3. 総務部長
- (4) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ その他本部長が必要と認める事項
- (5) 本部の組織編成及び所掌事務は、別表1及び別表2のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。

7 災害対策の動員

- (1) 配備の指定及び区分
 - ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
 - イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 〈災害対策準備体制〉	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 当町域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく態勢をとる。
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1 相当規模の災害が発生した場合	1 全職員が配置につく。

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各対策班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に統括班班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、統括班班長が行う。
- ウ 統括班班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(4) 自主参集基準

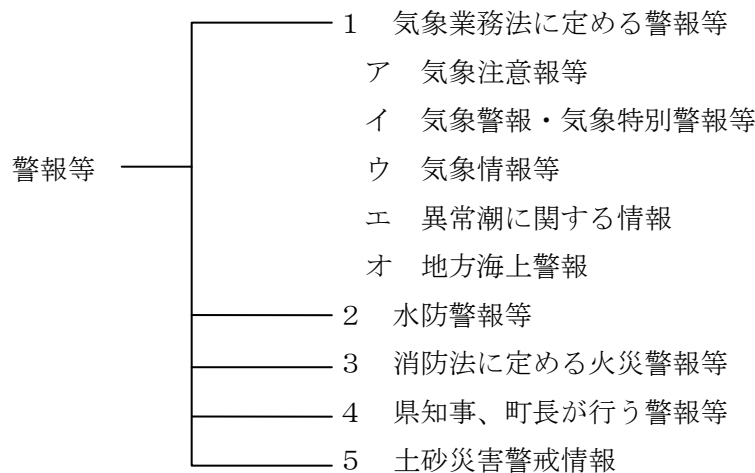
各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

（実施主体：統括班）

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う。

イ 気象警報・気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う。また、重大な災害が起こるおそれが著しくある場合は「特別警報」を発表する。

ウ 気象情報等

気象の予報等に関し警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強	い 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

エ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

- (ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称
- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
 - ・ 細分名称
沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)
- (イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウ 海上警報なし (英文 NOWARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は 継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホウ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カイリ未満)
カイジ ヨウカゼケイホウ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.1m/s (28 以上～34 ノット未満)
カイジ ヨウキョウフウケイホウ 海上強風警報 (英文 GALEWARNING)	最大風速が 17.2～24.4m/s (34 以上～48 ノット未満)
カイジ ヨウホウフウケイホウ 海上暴風警報 (英文 STORMWARNING)	最大風速が 24.5～32.6m/s (48 以上～64 ノット未満)
カイジ ヨウタイフウケイホウ 海上台風警報 (英文 TYPHOONWARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知

事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

（注）現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

町は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、町地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、町民、避難行動要支援者関連施設の管理者等へのはん濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

町域を対象として町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの町の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

(4) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、町民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

沖縄気象台及び県は、大雨警報発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び避難行動要支援者関連施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
洪水 //		
強風 //	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村
波浪 //		
高潮 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
火災警報	町長	町
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東島地方気象台を除く)	町

3 気象警報等の伝達

- (1) 気象警報等の伝達系統図
編末図-1に示す。
- (2) 火災警報等の伝達系統図
編末図-2に示す。
- (3) 地方海上警報等の伝達系統図
編末図-3に示す。
- (4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図
編末図-4に示す。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

- (1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地震に関する事項	火山関係 噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等

事項	現象	
	火山性異常現象	①噴気噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	ひん発地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図

編末図－5に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報する。

ウ 通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 災害通信計画

（実施主体：統括班、企画財政対策班）

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

（実施主体：統括班）

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章の「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

（実施主体：企画財政対策班）

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町における災害広報については、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、町民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他町民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

（実施主体：統括班）

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章の「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

（実施主体：統括班）

大規模災害発生時において本町単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章の「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（統括班）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

町は、町風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の町民及び避難行動要支援者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水（特別）警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により町民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	町民に求める行動	判断基準
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 はん濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備 ・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 はん濫注意水位を超えるとき

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、町民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危

険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所（統括班）

避難先は、町風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導（消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、避難行動要支援者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 避難所の開設・収容保護（税務対策班、教育対策班）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 観光客等対策計画

（実施主体：産業対策班・企画財政対策班）

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

（実施主体：福祉対策班、産業対策班）

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第10節 避難行動要支援者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第11節 水害対策計画

この計画は、水防法、災害対策基本法の主旨に基づき、河川、海岸等における洪水、高潮及び津波等の水害から町民の生命、身体及び財産を守ることを図るものとする。

1 実施責任者

- (1) この計画による実施は、町長が行う。
- (2) 担当は、土木対策班とする。

2 水害対策組織と機構

- (1) 沖縄気象台より洪水、豪雨、高潮及び津波のおそれがある気象予警報（以下「気象予警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は水害対策本部長（町長）が必要と認めたときからその危険が解消するまで水害対策本部を設置する。

ただし、西原町災害対策本部が設置されると水害対策組織は解消し、本部の組織に統合されるものとする。

- (2) 水害対策本部連絡会議

水害対策本部に連絡協議会をおき、本部長、副本部長、本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

3 連絡協議において協議すべき事項

水害対策全般に関する重要な事項

4 本部の事務分担

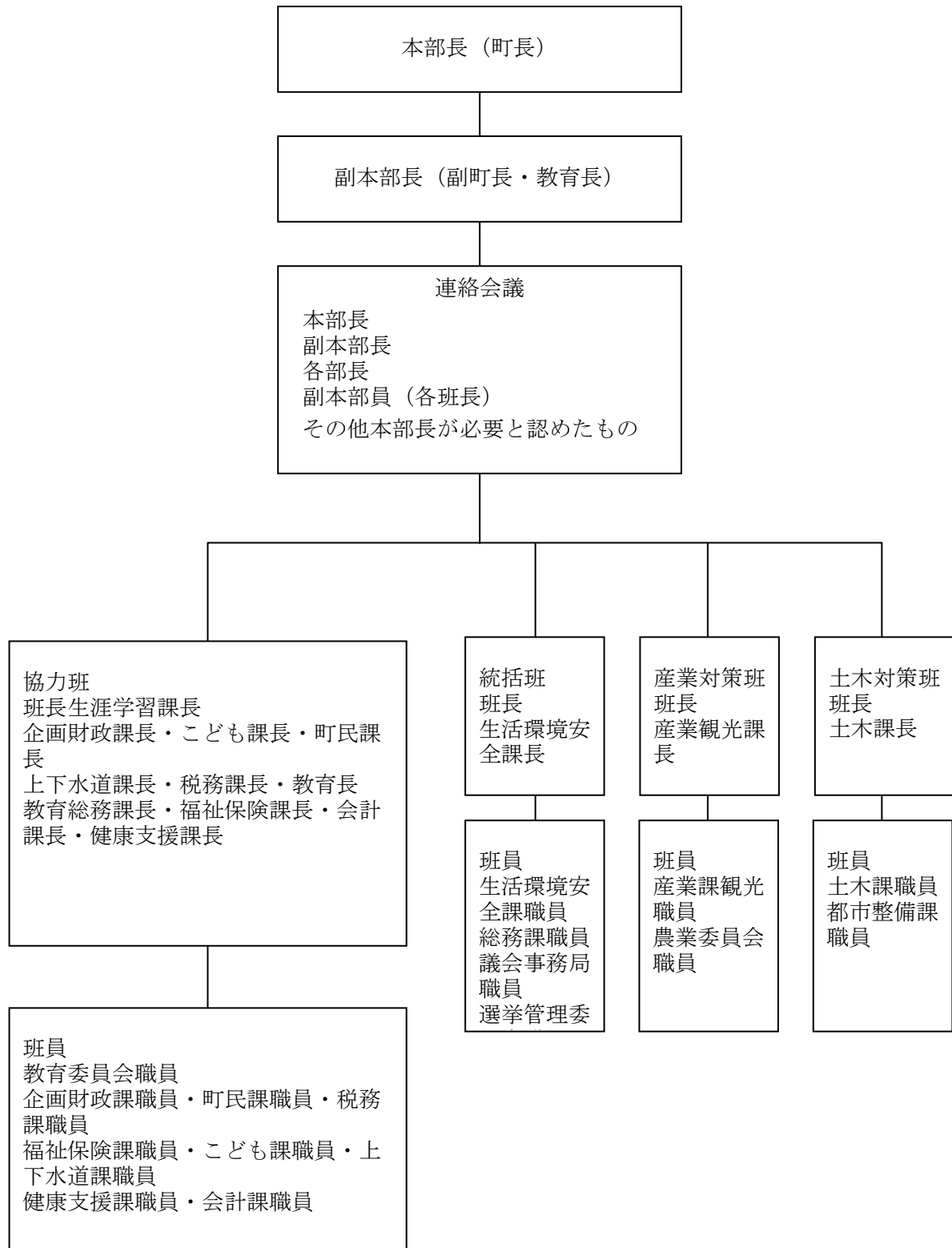
水害対策本部の事務分担は、下記のとおりであるが、この事務分担で定める者は、同節の主旨における責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の変化に注意し水害対策に支障のないように努めること。

- (1) 本部長 町長
- (2) 副本部長 副町長、教育長
- (3) 各班は、西原町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、土木対策班の所掌事務は次のとおりとする。

- ア 連絡会議に関すること。
- イ 水害に関する気象予警報等の受理、伝達に関すること。
- ウ 災害情報の受理、伝達に関すること。
- エ 水害対策本部の連絡調整に関すること。
- オ 必要と認めるときは、統括班班長への報告に関すること。

西原町水害対策本部組織及び編成



5 水害対策非常配備

平常勤務から水害対策非常配備態勢への切換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備する。

(1) 水害対策非常配備の種類

（第一配備態勢）

気象予警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。

（第二配備態勢）

水害対策事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。

（第三配備態勢）

情報を総合判断して、第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水害対策態勢のために所属人員全員を配備につかせる。

(2) 非常登庁

水害対策本部員は、常に気象予報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われる場合は、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

6 水害対策巡視

土木対策班は、気象予警報その他の方法により、異常気象による危険発生のおそれがあることを知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸及び港湾等の巡視を実施しなければならない。

7 水位及び潮位の通報

土木対策班は、海岸、港湾等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位2m）に達したときは、直ちに各班に通報し、出動態勢をとらなければならない。

第12節 消防計画

（実施主体：消防対策班）

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章の「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第13節 救出計画

（実施主体：消防機関）

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章の「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

（実施主体：健康支援対策班、消防対策班）

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章の「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第15節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は町長が行う。担当は土木対策班とする。

2 輸送方法

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法より行う。

ア 町有車両の掌握管理は、統括班とする。

イ 各班長は、車両を必要とするときは、統括班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

(ア) 輸送日時及び輸送区間

(イ) 輸送対象の人数、品名及び数量

(ウ) その他必要な事項

ウ 統括班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は県及び関係機関に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節2-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上は、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送車両の表示

町長は、県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、県知事又は県公安委員会に申し出て緊急車両標章等の交付を受けるものとする。

4 町有車両現状

町有車両の保有状況は、次のとおりである。

（平成30年3月現在）

課名	車種									
	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	大型特殊車	二輪車	合計
総務課	6	4		2	3					15
こども課	1			1						2
土木課	2		1		1	2				6
教育委員会	2			3	1	3	1			10
上下水道課		5		2	1					8
議会事務局										
町民課										
税務課	2									2
福祉保険課	1									1
健康支援課	3				1					4
生活環境安全課						3				3
都市整備課	1	2								3
産業観光課	1		1			1				3
合計	19	11	2	8	7	9	1			57

第16節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章の「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。

- (2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第17節 治安警備計画

（実施主体：浦添警察署）

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章の「第16節 治安維持計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第18節 災害救助法適用計画

（実施主体：統括班）

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章の「第17節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第19節 給水計画

（実施主体：上下水道対策班）

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章の「第18節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第20節 食糧供給計画

（実施主体：福祉対策班）

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第2章の「第19節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第21節 生活必需品供給計画

（実施主体：福祉対策班）

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章の「第20節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第22節 防疫計画

（実施主体：健康支援対策班）

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生は、地震・津波編 第2章の「第21節 防疫計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第23節 清掃計画

（実施主体：統括班）

災害時における被災地のごみ処理、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章の「第22節 清掃計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第24節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画

（実施主体：統括班）

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章の「第23節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第25節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

（実施主体：土木対策班、統括班）

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章の「第24節 障害物の除去計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第26節 住宅応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章の「第25節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第27節 二次災害の防止計画

（実施主体：土木対策班）

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章の「第26節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第28節 教育対策計画

（実施主体：教育委員会）

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章の「第27節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第29節 危険物等災害応急対策計画

（実施主体：統括班、消防機関）

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章の「第28節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第30節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場合において、関係機関が、緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、海上交通安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置

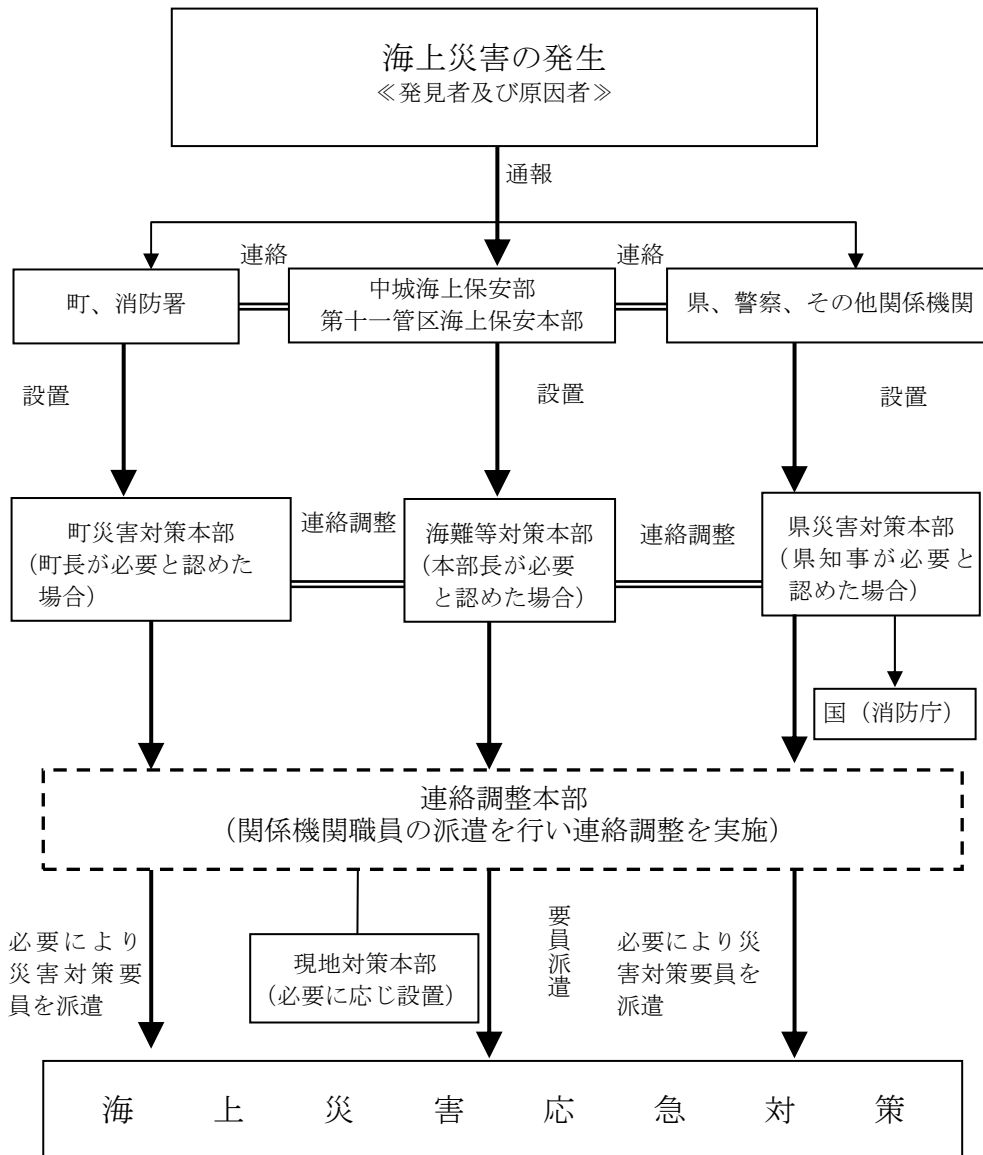
防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、中城海上保安部に連絡調整本部を設置し、西原町災害対策本部及び防災機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は連絡調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。なお、連絡調整本部の設置時期については、中城海上保安部に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

2 実施機関

- ア 第十一管区海上保安本部
- イ 中城海上保安部
- ウ 沖縄総合事務局
- エ 沖縄気象台
- オ 陸上自衛隊第一混成団
- カ 海上自衛隊沖縄基地隊
- キ 沖縄県
- ク 沖縄警察本部
- ケ 浦添警察署
- コ 西原町
- サ 日本赤十字社沖縄県支部
- シ 事故関係企業等
- ス その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 海上保安部の実施事項

中城海上保安部が実施する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは航行警報、

安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想される時

- (ア) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
- (イ) 船舶交通のふくそう状況
- (ウ) 船だまり等の対応状況
- (エ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- (オ) 港湾等における避難者の状況
- (カ) 関係機関等の対応状況
- (キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- (ア) 海上及び沿岸部における被害状況
- (イ) 被災地周辺海域における船舶交通状況
- (ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- (オ) 石油コンビナートの被害状況
- (カ) 水路、航路標識の異常の有無
- (キ) 港湾等における避難者の状況
- (ク) 関係機関等の対応状況
- (ケ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階……避難期

- (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階……輸送機能確保期

- (ア) 上記(1)の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階……応急復旧期

- (ア) 上記(2)の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

その他の支援活動については、中城海上保安部と協議の上、実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油等の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船により、流出油等の

状況、防除作業の実施状況等を創作的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに、必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずるものとする。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請するほか、必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災対法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物載積船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

(14) 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等との連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は海内防止のため適切な措置を講ずるものとする。

イ 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- (イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

5 町の実施事項

(1) 災害防止

ア 災害発生のおそれがある場合、統括班は、現場を巡視し、必要な措置を講じる。また、応急対策の必要がある場合は、統括班長が、中城海上保安部に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

イ 消防対策班は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救出及び救護について中城海上保安部に協力して実施する。また、同部に協力し流出危険物の防除について応急措置を講じる。

(2) 油汚染事故対策

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により、海上保安庁長官から町長に対し、排出された油、有害液体物資、廃棄物その他の海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずる要請があった場合は、町が中心となって関係機関及びボランティアに協力を要請し実施する。また、資・機材については、協力者にも持参するよう求めるとともに、国、県等と連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

また、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第31節 労務供給計画

（実施主体：産業対策班）

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章の「第29節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第32節 民間団体の活用計画

（実施主体：統括班）

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章の「第30節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第33節 ボランティア受入計画

（実施主体：福祉対策班）

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章の「第31節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第34節 公共土木等施設応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第32節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第33節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第36節 農林水産物応急対策計画

（実施主体：産業対策班）

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第35節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第37節 道路事故災害応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

- (1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
 - イ 町は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (2) 応急活動及び活動体制の確立
 - ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 関係機関は、「第2章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。
- (3) 救助・応急、医療及び消火活動
 - ア 道路管理者は町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
 - イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
 - ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。
- (4) 道路、橋梁等の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
 - イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
 - ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
 - エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。
- (5) その他
 - ア 災害復旧への備え
道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
 - イ 再発防止対策
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画

この計画は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域等（以下「危険区域」という。）の警戒避難態勢を定めて被害を軽減し、町民の安全を図るものである。

1 防止区域の概況

(1) 危険区域の現状

危険区域は、第2章第1節4の別表2-1のとおりである。

(2) 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生が予想される。

2 組織及び所掌事務

第4章第1節組織、動員計画により、各班が緊密な連携の下に、危険区域の総合的応急対策を行うものとする。

3 情報の収集及び伝達

気象予警報及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第4章第2節気象予警報等の伝達計画、同第3節災害情報等の収集報告計画及び同第4節災害広報計画により、迅速かつ確実に行うものとする。なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、町民及び滞在者の数等とする。

4 降雨量の測定

沖縄気象台における雨量観測結果により、危険区域の警戒体制をとるものとする。

5 危険区域における警戒体制

(1) 警戒体制の基準雨量

区 分	基 準 雨 量	
第1 警報体制	大雨注意報	ア 1時間雨量 30mm 以上、ただし、総雨量が 80mm 以上
		イ 3時間雨量 40mm 以上、ただし、総雨量が 80mm 以上
		ウ 24時間雨量 100mm 以上
第2 警報体制	大雨警報	ア 1時間雨量 50mm 以上、ただし、総雨量が 120mm 以上
		イ 3時間雨量 80mm 以上、ただし、総雨量が 120mm 以上
		ウ 24時間雨量 200mm 以上
	大雨特別警報	ア 数十年に一度の降雨量となる大雨

(2) 警戒体制の内容

- ア 第1 警戒体制・・・危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
- イ 第2 警戒体制・・・町民等に対し、第4章第4節災害広報計画、同第5節避難計画により、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を行うものとする。

6 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、土木対策班が行うものとする。

7 避難及び救助

災害から町民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、第4章第5節避難計画により避難の勧告、指示等の処置を行うものとする。

なお、危険区域住民の避難場所は、同計画に定める避難予定場所とする。

8 その他

その他、危険区域の災害応急対策にあたっては、第4章各節に定める計画を総合的に運用し、万全を期するものとする。

第39節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
使用・処分	消防対象、土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
使用制限				
一時使用	土地	水防法第21条第1項	町長	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
使用	車馬、その他の運搬具、器具			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長	
収用	必要な物資			
管理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項	知事 (町長)	
使用	土地、家屋、物資			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者			
収用	必要な物資			
一時使用	他人の土地、建物その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	町長 警察官 海上保安官	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの			

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	従事命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助法による 救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令		
災害応急	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項	警察官海上保安官
		災害対策基本法第65条 第1項	
	順事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には令書の交付は、必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2、第28条、第36条）

ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合

イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(2) 設定権を有する者

ア 町長

イ 町長の委任を受けた町職員

ウ 警察官又は海上保安官

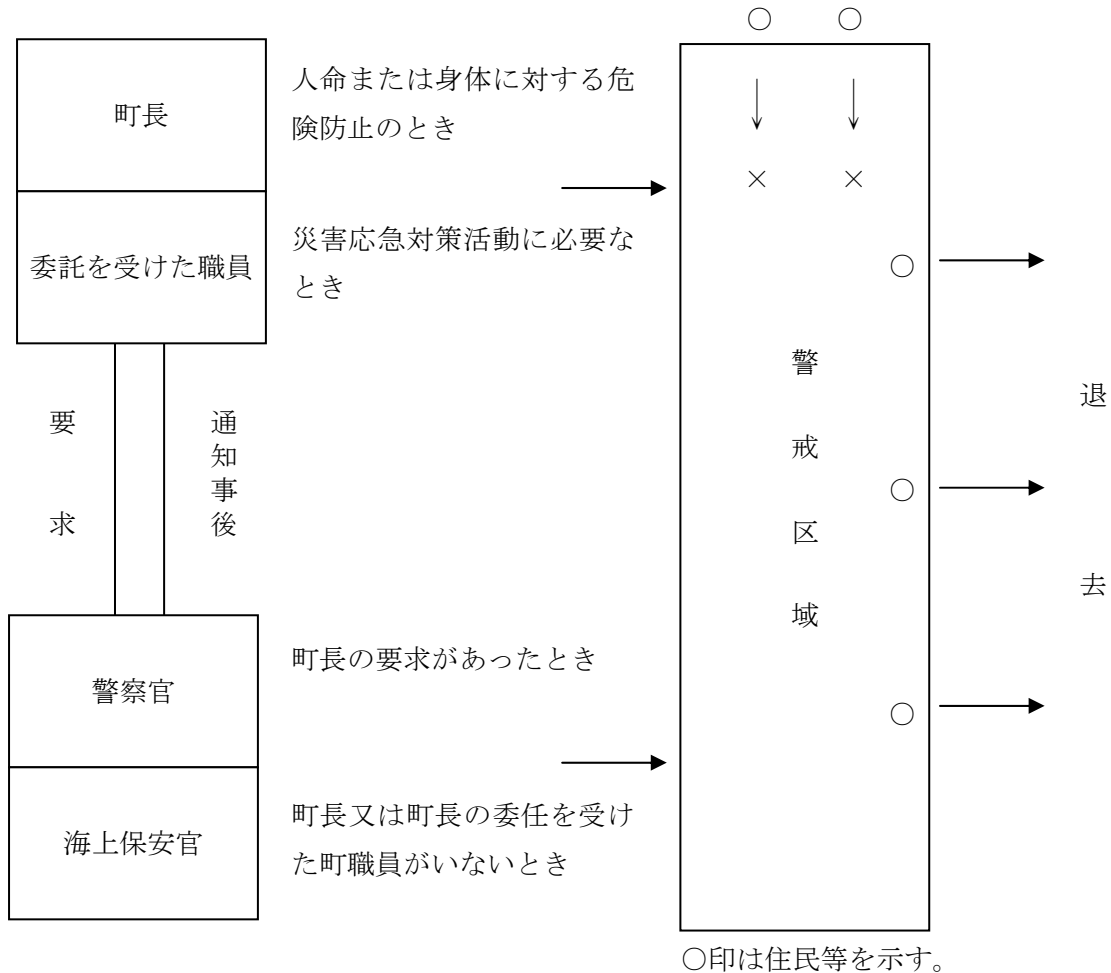
エ 消防長

オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立ち入りを制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限、禁止



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

第1節 公共施設災害復旧計画

（実施主体：関係部局）

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

（実施主体：総務部税務課、建設部土木課・産業観光課、福祉部こども課・福祉保険課・健康支援課）

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編第3章の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第3節 生活確保資金等融資計画

（実施主体：建設部産業観光課）

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章の「第4節 生活確保資金等融資計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

第4節 復興の基本方針

（実施主体：総務部生活環境安全課）

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章の「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。